

第百八十九回国会 参議院法務委員会會議録第二十号

平成二十七年九月十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

八月六日

辞任

磯崎 哲史君

補欠選任

江田 五月君

八月七日

辞任

石田 昌宏君

補欠選任

溝手 顕正君

九月二日

辞任

足立 信也君

補欠選任

相原久美子君

九月三日

辞任

相原久美子君

補欠選任

足立 信也君

九月八日

辞任

足立 信也君

補欠選任

那谷屋正義君

九月九日

辞任

那谷屋正義君

補欠選任

足立 信也君

九月十日

辞任

足立 信也君

補欠選任

前川 清成君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

魚住裕一郎君

熊谷 大君

三宅 伸吾君

有田 芳生君

真山 勇一君

猪口 邦子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

鶴保 庸介君

牧野たかお君

溝手 顕正君

柳本 卓治君

江田 五月君

小川 敏夫君

前川 清成君

矢倉 克夫君

仁比 聡平君

田中 茂君

谷 亮子君

盛山 正仁君

山尾志桜里君

井出 庸生君

上川 陽子君

葉梨 康弘君

丹羽 秀樹君

大塚 拓君

樺原 利明君

黒川 弘務君

高嶋 智光君

小川 新二君

片岡 弘君

片岡 弘君

片岡 弘君

片岡 弘君

片岡 弘君

片岡 弘君

○委員長(魚住裕一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日

の委員会に、理事会協議のとおり、法務大臣官房

長黒川弘務君外三名を政府参考人として出席を求

め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 法務及び司法行政等に

関する調査を議題といたします。

この際、上川法務大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。上川法務大臣。

○国務大臣(上川陽子君) おはようございます。

この度の平成二十七年司法試験審査委員による

出題内容の漏えい事案について御報告いたしま

す。

まず、事案の概要でございますが、本年五月の

司法試験の実施に先立ち、明治大学法科大学院法

務研究科教授であり、平成二十七年司法試験審査

委員であつた青柳幸一において、同法科大学院修

了者で、本年の司法試験を受験した受験者に対

し、平成二十七年司法試験論文式試験公法系科目

第一問、憲法に関する分野の出題内容を教示する

とともに、論述すべき内容について指導したとい

うものであります。

青柳幸一につきましては、昨年十月に平成二十

七年司法試験審査委員及び平成二十七年司法試験

予備試験審査委員に任命された非常勤の国家公務

員でありますので、本年九月八日付けで、法務大

臣として、両試験の審査委員を解任することと

し、本件事案の重大性に鑑み、司法試験委員会に

おいて、東京地方検察庁に国家公務員法違反事案

として刑事告発いたしました。

次に、これまでの経緯について報告いたしま

す。

本件につきましては、本年の司法試験論文式試

験の採点期間中である本年八月上旬、採点を担当

しておりました司法試験審査委員から、出題内容

が漏えいしていた可能性に関する情報提供がなさ

れ、司法試験委員会において調査を開始したもの

であります。

司法試験委員会においては、平成二十七年司法

試験の論文式試験公法系科目第一問の出題内容を

精査するとともに、他の答案の確認、問題作成に

関わつた司法試験審査委員からの事実確認、本件

受験者からの事実確認、青柳前委員からの事実確

認などを行った結果、御報告した漏えいの事実が

あつたことを確認するに至りました。

そこで、司法試験委員会においては、悪質な不正事案と判断し、本件受験者に対して、本年九月五日、司法試験法第十条の規定に基づき、本年の受験を禁止し、既に提出された論文式試験答案の審査を行わないものとするともに、今後の五年間、司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする処分をいたしました。

また、青柳前委員につきましては、先ほど御報告したとおり、法務大臣として、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員を解任することにも、司法試験委員会において、国家公務員法違反事案として刑事告発いたしました。

司法試験委員会からは、本件受験者及び青柳前委員からの事実確認結果に加え、論文式試験公法系科目第一問について、短答式試験の合格に必要な成績を得た者全員についての答案の確認結果、明治大学法科大学院を始めた者、青柳前委員が関わったことがある法科大学院修了者についての答案の精査結果、成績上位であった者の答案の精査結果のほか、同問の問題作成に関わった全ての調査委員からの事実確認結果などにより、同委員会として、出題内容が漏えいされた対象は本件受験者のみであり、他の受験者への影響は確認されなかったと判断したものと報告を受けております。

本件につきましては、問題作成や採点に関わる司法試験審査委員が、司法試験実施前に出題内容を受験者に漏えいするということであり、司法試験の公正性、公平性に対する信頼を根底から損なう行為であって、誠に遺憾に感じております。

私からは、司法試験委員会に対し、徹底した原因究明及び再発防止策の構築を行うよう指示しており、司法試験委員会においては、弁護士等の外部者を加えた原因究明等のためのワーキングチームを設置する準備をしているものと承知しています。今後の調査により、本件の原因究明がなされるところにも、二度と同種の事案が生じることがないよう、十分な再発防止策を講じるべく、今後とも、私から必要な指示をしてまいります。

委員各位におかれましても、様々な観点からの御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(魚住裕一郎君) これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前川清成君 おはようございます。前川清成で

ございます。

大変な事件が起こってしまいました。これからいろいろ確認をさせていただきたいんですが、その前に、大臣、今ワーキングチーム云々とおっしゃいましたが、今日の質疑においては事実をありのままお述べいただきたいと思ひます。ワーキングチームをつくったからその調査結果を待つんだなどという言い逃れは決してなさないように、まずもってお願い申し上げたいと思ひます。

それで、今御報告で、論文試験の公法系第一問の出題内容と、それと解答、論述すべき内容も教えた、漏らしたと、青柳教授は、そういうふうにおっしゃったんですが、本件受験者、ややこしいのでこれからAさんと言いますけれども、漏えいは具体的にいつ、どこで、どのようにして行われたんでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) これまでの調査におきましては、青柳前委員の研究室等におきまして数回にわたって出題内容を漏えいした事実が確認されているとの報告を受けているところでございま

す。

○前川清成君 だから、いつ、青柳教授の研究

室、これというのは明治大学構内という意味なん

ですかね、どのように教えたんですか。

○国務大臣(上川陽子君) これまでの調査におきましては、出題内容を教示することにも、出題内容に照らして論述すべき事項につきまして指導をした事実が確認されているとの報告を受けているところでございま

す。

○前川清成君 出題内容を教示したというのはどういう意味ですかと聞いているんです。これ、三回目の質問です。それと、いつについてもお聞き

しています。これも三回目です。

○国務大臣(上川陽子君) 出題内容等につきま

して教示した時期ということでございますが……

○前川清成君 出題内容を教示したというのはど

ういう意味ですか。

○国務大臣(上川陽子君) 二月から四月の時期に

教示をしたというふうに報告を受けているところ

でございます。数回にわたって出題内容を教

示をしたということが確認されているところで

ございます。

○前川清成君 委員長、答えさせてください。委

員長、四回も聞いていますから、質問できませ

ん。

○国務大臣(上川陽子君) 出題の内容、つまり出

題の問題につきまして教示をしたということでご

ざいます。

○前川清成君 ちょっと大臣、ひどいですよ。こ

んな一番最初の事実の確認ですから、こんな

でさえ答えられなかったらこれからできません

よ。出題内容を教示したとおっしゃったのは、具

体的に今年の問題そのものを見せたんですか。そ

ういう意味ですか。

○国務大臣(上川陽子君) 出題内容につきま

しては、問題につきましては、その内容について教示

したということでございます。また、その関

連する事項についても含むということございま

す。詳細につきましては差し控えていただきます

たいと思ひます。(発言する者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) ちょっと速記を止めて

ください。

〔速記中止〕

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を起こしてくださ

い。

○国務大臣(上川陽子君) 出題の内容につきまし

ては、この試験におきまして、論文式の試験で

ございますが、その問いに相当する内容であるとい

うふうに報告を受けているところでございま

す。

○前川清成君 委員長、委員長も司法試験お受け

になったんですから、今の問いの意味を分かって

おられると思ひますよ。論点だけ教えたのと問題

そのものを指し示されたのとは、受験生としては

全く違いますよ。公平な運営を是非お願いしたい

と思ひます。

もう一度聞きます。五回目です。問題そのもの

を見せたのですか、どうですか。

○国務大臣(上川陽子君) 出題内容ということ

で御質問がございました。

先ほど……(発言する者あり) 論文式の質問に

つきまして、質問の項目、問題そのものの内容を

伝えた、ほぼ全体を伝えたということございま

す。

○前川清成君 伝えたというのは、口頭で伝えた

んですか、あるいは、問題そのものを紙で示し

て、報道されているように、そのAに問題を解か

せた、そしてそれについて添削をした。論述すべ

き内容を教えたというのは、答えるべき論点だけ

を教えたのか、そうではなくて、報道されている

ように、模範答案も指し示してこのように書きな

さいとまで教えたのですか。いかがでしょう。

○国務大臣(上川陽子君) 今、出題内容について

の御質問に対して、論文式の試験におきまして、

内容について伝えた、教示をしたということでご

ざいますけれども、そのことの具体的な、どのよ

うな形でということにつきましては、ただいま捜

査の段階であるということでございますので、お

答えは差し控えていただきたいと思いますというこ

と、これを御理解いただきたいと思いますというこ

ろでございます。

○前川清成君 御理解できません。捜査の段階で

あれば、漏えいしたことまでは国会で長々とお話

しながら、漏えいの方法に関して、態様に関し

ては答えられないという合理的な理由を教えてください。

○国務大臣(上川陽子君) 御質問の件につきまし

ては、論文式の試験につきまして、そのほぼ全体

につきまして問題を伝授したということございま

す。

○国務大臣(上川陽子君) 御質問の件につきまし

ては、論文式の試験につきまして、そのほぼ全体

につきまして問題を伝授したということございま

す。

それ以上のお答えにつきましては、捜査が行われておりますので、お答えは差し控えさせていただきますというふうにご存じしております。

○前川清成君 いや、もう一度、捜査中だったら、どうして答えられないんですかという質問。

○国務大臣(上川陽子君) 答案の内容、答案の記載をする内容につきまして、どのように論証すれば解答が得られるかというところの視点に関しましては指導をしたというものでございます。

○前川清成君 まず、どうして答えられないのかを答えていません。

それと、論述すべき視点というのは、私、意味分かります。論述すべき視点というのはどういうことですか。

○委員長(魚住裕一郎君) 今の二点について、法務大臣、御答弁を願います。

○国務大臣(上川陽子君) 現在捜査中の個別案件につきまして、捜査の具体的内容について公にした場合につきましては、他人の名やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動の招いたり関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査、公判に支障が生じるおそれがある上、裁判所に予断を与えるなど、司法権の独立に影響を与えるおそれがあるということをもつて、一般論としてということでございますが、お答えにつきましては差し控えさせていただきますというふうにご存じます。

二点目ということでもありますけれども、問題のほぼ全体を伝授したということでもあります。その際に、その問題に対してどういう論点でそれに対して解答するかということの指導も行ったものと報告を受けております。

○前川清成君 まず、前者については全く納得できません。

時間がないので言いますが、後者については、それでは、答えるべき論点だけを教えた。報道されているように添削をしたり模範答案を見せたりはしていなかったというお答えですね。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま一点目という

ことで申し上げたとおりでございます。一般論としてでございますけれども……

○前川清成君 もうそれいから、二点目。

○国務大臣(上川陽子君) その上で、今のようない質問につきましては、差し控えをさせていただきますというふうにご存じます。

○前川清成君 違うんですよ。二点目、答えていないんですよ、委員長。

○委員長(魚住裕一郎君) ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(上川陽子君) 今回の出題内容につきまして、問題そのものにつきまして伝授したということでございますが、同時に、どのように論証すればそれに対して解答ができるのかということにつきましての視点ということにつきましても指導したというふうにご報告を受けているところでございます。

○前川清成君 委員長、この答え許すんですか。僕、先ほど、視点を教えたという意味が分かりません。視点とはどういう意味ですかと聞いたんですよ。

委員長、二度目のお願いです。公平な委員会運営をお願い申し上げたいと思います。

その上で、この漏えいは、青柳教授あるいは本件受験者ことA、どちらが働きかけた、持ちかけたんですか。

○国務大臣(上川陽子君) ただいまの御質問の内容容につきましては、どのような形というふうな御質問でございませうけれども、その点につきましてはお答えを差し控えさせていただきますというふうにご存じいただけます。今捜査中の個別案件ということでございますので、答弁は差し控えさせていただきますというふうにご存じます。

○前川清成君 このAさんというのは、どなたなんでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 先生が御指摘の受験者

Aさんということでございますけれども、これは青柳前委員が所属しております明治大学の法科大学院の平成二十六年の修了者である旨の報告を受けているところでございます。

○前川清成君 どうしてAさんの氏名を公表しないんですか。報道では、Aさんは二十歳代、成人に達しています。氏名を公表しないというのは、ほかの犯罪、事件、不正行為などと比べて不公平ではないでしょうか。それと、Aというのは、私が言っているんじゃないかと、司法試験委員会がAというふうな呼称しているから私はAと言っています。

Aさんの氏名をどうして公表しないんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 御指摘のこのAさんの氏名、実名についての公表ということでございますけれども、個人のプライバシーに関することというところでございます。お答えにつきましても現段階では差し控えさせていただきますと存じます。

○前川清成君 プライバシーというのはあれば、青柳さんもプライバシーがあります。どうして青柳さんだけ名前や職業、年齢、全て明らかにして、この当事者であるAさんについてはかばうんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 今回の件につきまして、既に告発をしている対象でございますので、名前について公開させていただいております。

○前川清成君 このAは法務省の関係者ですか。

○国務大臣(上川陽子君) この受験者Aということでございますけれども、そのようなことに対しては、お答えにつきましては差し控えさせていただきますと存じます。

○前川清成君 与党の皆さん方いらっしゃいます。与党国会議員の関係者の方ですか。

○国務大臣(上川陽子君) ただいまの件については、お答えは差し控えさせていただきます。

○前川清成君 どうして差し控えるんですか。

○国務大臣(上川陽子君) それ以上のご存じについては差し控えさせていただきますと存じます。

○前川清成君 だから、どうして。

○国務大臣(上川陽子君) この受験者Aさんにつきまして、御質問がありました範囲の中でお答えをさせていただいておりますけれども、個人の関係につきまして全てを把握しているというわけではございません。それぞれまた捜査の段階で様々な観点から様々な捜査がなされるというふうな理解をしておりますので、この場におきましては、その点の御質問の内容につきまして、差し控えさせていただきますというふうにご存じます。

○前川清成君 法務大臣のおっしゃっていることは全く矛盾しています。ほかの刑事事件であっても、被害者にも加害者にもプライバシーがあります。しかし、氏名は公表します、二十歳を超えていればですね。何でこの件だけAさんの名前を公表しないのか。捜査中だから公表しないというのはほかに例はありません。これは全く理由はありません。

それと、青柳は、先ほどの説明によると、Aにだけ教えた、ほかには漏えいしていないと、こういう説明でしたが、なぜ、じゃAにだけ教えたんですか。

○国務大臣(上川陽子君) ただいまの御質問につきましても、今この段階で答弁につきましては差し控えさせていただきますと存じます。

○前川清成君 委員長、何も答えられないんだって質問できません。

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(上川陽子君) ただいまの、なぜ一名に教えたのかという御質問でございましたけれども、報道等におきましては様々な報道がなされているということについては承知をしているところでございますけれども、具体的なことに関しましては、その点については、今捜査中ということでございますので、私の方から答弁につ

きましては差し控えさせていただきたいというふうに存じます。

○前川清成君 それじゃ確認しますが、この漏えい事件について、青柳とAとどちらが主體的な役割を果たしたのかは知らない、あるいは青柳はなぜこのような行為に至ったのかも知らない、こういうお答えですか。

○国務大臣(上川陽子君) 今の御質問につきまして、このような事案に至った背景あるいはそれに係る動機等についてお尋ねになってまいりましたので、その点につきましては、捜査中ということもございまして、お答えにつきましては差し控えていただきたいと思います。

この御質問については、大変大事な動機でありますとかあるいは共犯の関係性ということに関わるということもございまして、まさにこれから捜査をし、またその上での判断ということになるかと思えます。極めて重要な要素ということもございしますので、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○前川清成君 大事な要素だから国会では話せないというのはどういう意味ですか。それは国会軽視じゃないか。

○国務大臣(上川陽子君) 今回の事件というのが大変大きな事件であり、また様々な観点から大変な御関心があるということもございまして、まさにその意味でこの国会の中でも質疑をしていただいているところもございすけれども、その意味では大変重要な御指摘をいただいたというふうに思いますが、この件につきましては、まさに捜査中ということもございしますので、私の方からその件につきましてお答えすることにしましては差し控えさせていただきたいというふうに存じます。(発言する者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(上川陽子君) 御質問の重要性に鑑みて大変慎重にということもございましてそのような答弁になりましたが、今、漏えい先が本件受験者一名ということもございまして、その判断をする理由につきましては司法試験委員会の方からも報告を受けているところもございします。

まず、本件受験者につきましては、調査に對しまして、青柳前委員から出題内容の教示を受けたという、こうした事実につきまして認めております。教示につきましては一対一の状況におきましてなされたものであるということ、そして他の受験者にその教示を受けた内容につきまして内容を伝達したこともない、そうした説明をしているというこの報告を受けているところもございします。

また、青柳前委員に對しまして調査に對しまして、漏えいを行ったのは本件受験者のみであったという旨、また、本件受験者の説明と矛盾をしないという説明をしたところもございします。

本件受験者の答は、その内容につきまして、青柳前委員による出題内容の漏えいのみならず、論述すべき事項についての指導もあつたことを示す兆候を有しているところもございまして、本件受験者及び青柳前委員の供述もこれに整合するものとなっているところもございします。

一方で、短答式試験の合格に必要な成績を得た者、全答案につきまして、これ五千三百八通あつたわけもございしますが、確認を行いましたけれども、同様の兆候がある答案につきましては一通も見られなかったということもございします。

また、青柳前委員が指導をしていた明治大学法科大学院、また過去に指導をしていた筑波大学法科大学院、また非常勤で指導をしていた日本大学法科大学院の修了者に関しましては、青柳前委員からの漏えいの可能性や本件受験者からの伝達の可能性もあることに鑑みまして、他の調査委員の協力も得て、複数の者の目で見ればこれらの者の答を精査したわけもございしますが、漏えいの可能性をうかがわせる兆候につきましては認められな

かつたところもございします。

さらに、成績上位者の答案につきましてございしますが、憲法の分野の成績上位者の答案につきましても、漏えいを受けたために高得点になった可能性のあることから、同様に他の調査委員の協力も得まして、複数の者の目で見ればこれらの者の答を精査したわけもございしますが、漏えいの可能性をうかがわせる兆候は見られなかったということもございします。

そのほか、他の調査委員からの聴取の結果や試験の結果を様々な観点から分析した結果等も総合的に考慮いたしまして、漏えいにつきましては一名のみに行われまして、他の受験者に影響はなかつたものと判断をしたところもございします。

○前川清成君 委員長、私、性格がおとなしいので今黙って聞いていましたけれども、私の聞いたことには何にも答えずに、これまでの答弁の繰り返しです。

私がお尋ねしているのは、この漏えい事件、青柳なのかAなのか、どちらが働きかけたのか、つまりは、どちらが主體的な役割を果たしたのか、青柳はなぜこの漏えい事件に至ったのか、その背景、動機、これは極めて大事な問題だから国会で明らかにしてほしいと、こういうふうにお尋ねしています。この点について一切答えておりません。答えさせていただきます。

○委員長(魚住裕一郎君) 再度の質問でございします。どうぞ、上川法務大臣。

○国務大臣(上川陽子君) 先生の御指摘につきまして、まさに大変重要な課題であるということもございまして、動機あるいは共犯の関係性ということ、まさにこの事案の本質に係る部分だということもございします。

その意味で、司法の判断にまつという、そうした告発を今の時点でしているわけもございまして、この国会におきましての答弁につきましても、先ほど御指摘がございました管理委員会からの報告ということもございまして、その上で今のような判断に至つたと、こういう説明をさせてい

ただいた次第でございします。それ以上の答弁につきましては差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

○前川清成君 昭和二十年代だと思ひますけれども、並行調査に關して、この参議院法務委員会、浦和充子事件に關して参議院法務委員会が決議をいたしました。その浦和充子事件の参議院法務委員会の決議を大臣は無視すると、こうおっしゃっているんですね。

○国務大臣(上川陽子君) この参議院の法務委員会の重さということについては十分に理解をしているところもございします。

今般の内容につきまして、ただいま申し上げたような調査をいたした上で判断をしたところもございしますが、今、動機に係ること、あるいは共犯に係ることということもございまして、さらに捜査をしている段階ということもございしますので、その点につきましては、この場所でお答えすることにつきましては差し控えさせていただきたいというふうに存じます。

○前川清成君 また大臣、関係のないことばらばらから防衛大臣のようにお答えになりましたけれども、浦和充子事件に關する参議院法務委員会はどのように決議したんですか。決議の内容を答えてください。

○国務大臣(上川陽子君) 内容につきまして不明でございしますのでお許しいただきたいと思ひますが、先ほどの御指摘のとおり、並行した質疑をするという、そうした重大性につきましては十分に理解をしているところもございします。

その上で、今回につきましては、今、動機と共犯関係の極めて事件の本質に係る部分の御質問と、大変重要な御指摘もございまして、まさに捜査段階ということもございしますので、これ以上の答弁につきましては差し控えさせていただきたいということにつきまして御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○前川清成君 大臣で、しかも法務大臣で、並行調査に關する浦和充子事件知らない方が世の中に

いらつしゃったんですか。刑事事件の対象になっている事件であつたとしても、それは犯罪の成否等々を判断するためではなくて、事案の本質、それに基いてどのような政策を考えていくかに關しては並行調査しても構わないというのがこの参議院法務委員會の決定なんです。何で、司法の判断を待つ段階であつたら大事なことから答えない、おかしいですよ。

それと、大臣は明らかに矛盾しておられます。

今、大臣がおつしゃつたように、このAについては、司法試験法の第十条に基づいて五年間の受験禁止処分になっています。しかし、この司法試験法第十条というのは、情状により五年以内の期間を定めて受験禁止を命ずることができると、こういう条文であります。つまり、このAというのは、情状からしても最悪だというふうに司法試験委員會は判断したからこそ、上限の五年という受験処分を科しているわけです。

もしも、例えばAは主體的な役割を果たしていない、報道があるように青柳が横暴を働いて、ストーカーのように、問題を教えた。だったら、ある意味Aさんは被害者なので上限の五年という処分は受けないんですよ。五年という受験禁止処分を科したということは、誰が主體的な役割を果たしたか、どのような動機だったのか、司法試験委員會は全て把握しているはずなんです。把握していないのに上限の五年を決めたということになれば、それは軽はずみな判断をした、Aさんの受験する権利、これを不当に侵害している、こう言わざるを得ないわけです。

大臣、あなたの答えは矛盾しています。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま御指摘をいただきました十条の規定に係ることでございますけれども、司法試験委員會につきましては、不正の手段によりまして司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく云々でありまして、合格の決定を取り消す、あるいは試験を受けることを禁止すると、また情状により五年以内の期間を定め

て司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするということでございます。

これにつきましては、これを基に、十条に規定する受験禁止期間に関する処分基準というのを平成二十一年三月三十日に司法試験委員會というところで決定をいたしまして、そして、ただいまのように不正手段によつて司法試験若しくは司法試験を受けて、あるいは受けようとした者ということで、四年以上の期間を定めてという規定がございまして、このケースにつきましては今のような処分をした次第でございます。

○前川清成君 だから、今、ただいまのように不正とおつしゃつたから、そのただいまのようにが説明できていないんだと。どっちが主體的な役割を果たしたのかとか、動機が何だったのかとか、どこまで教えてもらつていたのかとか、そんなのを判断できないと、事実關係把握していないと五年という処分はできないんですよ。

だから、どういう根拠に基づいて五年という上限の受験禁止処分をしたんですか。一年というのもあつたわけですよ。今回限り駄目というのもあつたわけ。あるいは、回数制限のように三年とかいうのもあるわけ。しかし、五年にしたわけですか。どうして五年なんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 今般の事案ということでございます、この処分基準ということに照らして、これは細かくどういふ状況の中で五年が適当なのかということの一つの分類をしているところでございますけれども、この案件につきましては、不正の手段によつて司法試験を受けたということでございます、これは四年以上の期間を定めてということで、受験資格がないと、こういう判断をしたところでございます。

このことにつきましては、今申し上げたような一連の、問題を不正に入手をし、そして同時にそれに就いて解答をしたという、このことにつきましては極めて悪質な事案だというふうにこの委員會の中で評価をしたものというふうに考えておりまして、それにつきましては該當するということふう

に思つておられるところでございます。

○前川清成君 委員長、具体的な事実を何もお答えいただけておりません。今の答えでも、処分基準に照らしたら四年以上五年以下の分類に当たりました、極めて悪質ですと、具体的な事実は何にも答えていただけておりません。

大臣に答える能力がないのであれば、理事会で引き取つていただいて、後日で結構ですから、政府からしるべき答弁書を出すという約束をさせていただいたら、取りあえず次の質問に移りたいと思ひます。

委員長 お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 後刻理事会にて協議をいたします。

○前川清成君 このことはちよつと法務省にも言つておきたいんですけど、準備が悪いですよ。僕はあらかじめ、何の資料もないと質問できないから何か持つてきてくださいと言つたら、このA4の紙を一枚持つてきただけ。

だから、仕方なく、不正行為についてという通告をした上で、更に具体的な質問項目をそれぞれ通告してほしいのであれば更に詳細な資料を持つてきてくださいと連絡もし、かつ質問通告書の表にも書いておきましたよ。しかし、法務省から、あるいは法務省の連絡室から電話の一本もありません。

法務省は、サボつておられるのか、あるいは知らぬ存ぜぬを通そうとしているのか、いやいや、捜査中だということでごまかそうとしているのか、國會をばかにしているのか、大臣、どれですか。

○国務大臣(上川陽子君) 先生からの質問通告を受けた上でまた具体的な項目につきましても問合せをさせていただくということにつきまして、努力をさせていただいたこととありますが、それは大変問題であるというふうに理解をします。

そしてまた、このような形で、大變本質に係る部分につきまして、この委員會で御議論をいただく、また御意見も頂戴したいということで先ほど

申し述べさせていただいたところでございますので、またやり取りを通じて御指導を仰ぎたいというふうにお思つております。

○前川清成君 僕ら幼稚園児じゃないんだから、良くないよね、反省しようねと、こんな國會でできませんよ。まず具体的な事実を明らかにした上で、何が問題だったのか、再犯を防止するためにどうしたらいいのか、これこそ立場の違いを超えて議論するのが國會でしょう。

それと、大臣は司法試験受験生のことを思つていないよ。それこそみんな命懸けで、人生懸けて受けているんですよ。何だ、この態度は。

この青柳、司法試験審査委員に任命したのは誰ですか。

○国務大臣(上川陽子君) この委員會の推薦を受けまして法務大臣が任命をしているところでございます。

○前川清成君 だからもう責任逃れに終始せずに私ですと答えたらどうですか。

○国務大臣(上川陽子君) この青柳委員を審査委員として指名した大臣につきましては、法務大臣が指名をいたしました。私、その折には就任しておりませんでしたので、前大臣が任命されたものというふうな理解をしているところでござい

ます。

○前川清成君 じゃ、こんな大臣を指名したのは、私は悪くありませんと、いや、ごめんなさい、こんな審査委員を。十三年前から審査委員をやつておられる。各種報道によると、えつ、あの人がこんなことをやつたの、じゃなくて、明治大学の学生たちも、やつぱりあの人がやつたらやつていたよね、女性だけ食事に誘つたり、そういう、だからこの人だったらほかにも漏れいしているんじゃないの、明治大学の学生が答えているんですよ。そんな人を審査委員に選んでしまった、これは法務大臣の責任、私は極めて大きいと思ひますよ。でも、私の責任じゃなくて、松島さんが悪いんですよ、うちの悪いし、審査委員を選んだのも全部松島ですよ、こういうお答えですね。

○國務大臣（上川陽子君） 審査委員の任命につきましては、先ほど申し上げたとおり、この委員会の方から推薦を得まして、そしてその上で十分なる検証をした上で委員の任命になるということでございます。そのことにつきまして任命権者は法務大臣ということでございますので、その任命につきましてはどのような責任と権限の下で行っているものというふうに思っております。

○前川清成君 本日に、責任感とか受験生の立場とか、あるいはそもそも、どんな試験でも、大学入試でもカンニングは良くないんですよ。でも、なぜこれが大問題になっているかというと、司法の本質は公平であることなんですよ。だから、女神デミスは、片手にてんびんを持って、しかも目隠しをしておられるわけです。公平であるべき司法の入口の司法試験でカンニングがあった。これは、司法試験、明治大学の大学院の院長が明治大学の学長は司法試験問題の根幹に関わるとかおっしゃっていただけれども、そうじゃなくて、私は司法の根幹に関わると思っています。

刑事告訴したとおっしゃるけれども、これは国家公務員法百条の一項。罰則はというと、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金なんですよ。仮にこれが有罪だということに認定されたとしても、簡易裁判所の略式命令で終わってしまうんですよ。事の重大性に比べて私は罪が余りにも軽いと思います。

その上で、そもそも法科大学院のことを申し上げさせていたいただきたいんですが、何年か前に慶応大学でも同じような事件が起こりました。そのとき私はこの法務委員会、法科大学院の教員が司法試験審査委員を兼ねるべきではないというふうな申し上げをしました。なぜならば、今までの法学部であれば、法学部学生の大部分は司法試験を受けるわけなんです。しかし、法科大学院の学生というのは、全員司法試験を受ける。司法試験に合格したいわけなんです。片や、法科大学院の教員の側も、文科省が実情を無視して七十四校も認可してしまった。だから今生き残りが大変厳しい。教員の

方も何としても合格させなければならぬ。教員は合格させたい、受験生、法科大学院生の方は合格したい。構造汚職という言葉がありましたけれども、法科大学院の教員が審査委員を兼ねるということは構造的にカンニングの危険をはらんでいるわけです。

そこで、今度こそ、私、慶応大学のカンニングのときも申し上げましたけれども、今度こそですよ、司法試験の審査委員から法科大学院の教員は排除するべきだということを御提案申し上げたいと思います。法科大学院の教員を排除しても、法学部にもたくさん教員はいます。あるいは、裁判官、検察官あるいは弁護士。憲法も知らずに、民法も知らずに、あるいは刑法も知らずに、訴訟法も知らずに裁判できるはずもないんですから。実務家だって十分成り立つと思います。

それと今一点、今日、文科副大臣に来ていただいたので、一つだけ御検討いただきたいんですが、私は前から、法科大学院の教員で実務資格を持つていない人、つまりは司法試験に合格してない人が大半を占めている。法科大学院、文科省の基準によると、七割は学者でも構わない、司法試験合格者は三割以下で構わない、三割いれればいいということになっています。そもそもこれもおかしいんじゃないですか。法科大学院というのは、これまでの法学部と違って実務家を養成する学校です。自動車の免許を取るための教習所、教習所の先生は一〇〇％運転免許を持つておられます。法科大学院だけは免許を持つていないともいいます。これも何か上げ底のような気がしています。それこそ……

○委員長（魚住裕一郎君） 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○前川清成君 もう時間ですか。

○委員長（魚住裕一郎君） 時間です。

○前川清成君 ロスタイムもつとあると思うんです。

○委員長（魚住裕一郎君） いや、ないです。

○前川清成君 今度こそ、今度こそ再犯防止とい

うのを、今日この場所で、言い逃れして済ませようというんじゃないかと、大臣が本当に再犯防止しなきゃいけないんだとおっしゃるのであれば、今提案した、せめて審査委員、法科大学院教員から排除すると、このこと自体は決めをいただきましたと思えます。

この二点お尋ねして、じゃ、残念ですけども質問は終えて、また別の機会に徹底してお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○委員長（魚住裕一郎君） 答弁あります。

では、まず丹羽文科副大臣。

○副大臣（丹羽秀樹君） お答えさせていただきます。

法科大学院におきましては、実務教育の導入も併せて実施することとされております。このため、法科大学院の全体のカリキュラムの中で実務教育の導入部分の占める割合を考慮して、実務家教員についてはおおむね二割以上と整理されたということとを司法制度改革審議会の意見書から承知いたしております。

先生がおっしゃることも、もちろんしっかりと今後検討の中の課題に入らせていただきます。と思います。

○國務大臣（上川陽子君） 平成十九年の様々な事犯以降、先生からも御提言をされ、またここに至っているということ、また再発したということについては非常に遺憾に思うところでござい

ます。このことにつきましては、ワーキングチームをしっかりと立ち上げさせていただきまして、徹底した原因究明とそして再犯防止につきまして、そして、その再犯防止の中には、ただいま先生がおっしゃったような御指摘、大変重く受け止めてさせていただいておりますので、このことも含めてしっかりと検討し、対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○前川清成君 徹底した原因究明のためには、まずは具体的な事実を明らかにしていただかないと

原因究明はできませんから、そのことだけ念のため申し上げて、質問を終わります。

○真山勇一君 維新の党、真山勇一です。どうぞよろしくお願ひします。

今、前川委員の問題提起、本当にまさにそのとおりだなというふうに私も聞いておりました。この事件が起きて、一体どうしてこういうことが起きるんだらうか、私考えてみて、そして、やはり司法試験、本当に大事な重要な試験が漏れるという、そんなことがあつてはならない。

例えば、答えを教えるということであれば、私なんかの経験でいえば、小学校のときに漢字のテストとか算数のテストのときに、そのテストの前に担任の先生が、この辺よく勉強しておきなさいよ、そう言われて、あつ、もしかするとこれあしたのアチーブメントテスト出るんじゃないか、そこを一生懸命勉強したことがあります。次の日、先生から、君、いい成績取れたね。本当にうれしいじゃないですか。これはかわいいですよ、こういう試験なら。

でも、これ司法試験ですから、やっぱり司法試験を受ける学生たちというのは、私は直接はそういうことの世界には関係しませんでしたけれども、司法試験を受ける学生さんたち、話をしても、本当に、自分が司法の世界で生きるといって、その生きがい求めて試験を受けている。本当に一生を懸けて、先ほどもありましたけれども、一生を懸けてやっているものなんです。ですから、やっぱりこういうことが本当にあつてはいけないというふうな思つて、考えてみると、二〇〇四年、このときもあった。このとき、細かい事情は別にして、やはり構造的な問題は同じじゃないか、そういう印象を私は受けました。

まさに、受験する生徒と受験問題を作る先生がほぼ日常的に接するような機会がある。この中で、やっぱり問題が漏れないようにするのは、恐らく普通の考え方でいって無理ですよ。それは、何らかの形があつて漏れてしまうというふうな考えるのが普通だと思えます。あるいは、大学

の先生というのは、それこそ聖職と言われているから、そういうことがない、そういう基本に基づいてやっているのかもしれないけれども、でもやっぱりふだんから学生と交流をしている。特に、大学の先生、先生というのは生徒と交流するということが授業の大事な目的なわけですから、やっぱりそういう中でこういうことがあるかもしれない。これは前回の事件もそうだったし、今回の事件もまたそういうことが原因になって、やはり構造的な問題。

私は、先ほど前川委員から出ましたけれども、前回のときに、何で、この辺をもう少ししっかりと見極めてやはり改革していかなければならなかった、そのことを考えなかったのかなという、そんな思いがして、なぜそのとき、疑惑で、結局前回は事件にならなかった。今回は告発してしまっから、もう事件と呼んでいいと思います。ですから、そういうふうな曖昧な、疑惑がはつきりしなかったからということで処置、余り厳しくやらなかったということがあるんだと思うんですけれども、まず伺いたいのは、なぜこのときに、この事件に対する処置、再犯を防ごうということ、どんなことをとったのか、何でこのことがまた起きるような構造的な原因をそのままにしまったのか、それについてまずお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(黒川弘務君) 委員御指摘の二〇〇四年のとき、慶応大学関係で同じような話があった際でございますけど、その際、まず二〇〇四年の事案につきましては、今回のような問題自体の漏えいということではございません。慶応大学の先生が今年受験するような方々に対して答案練習会を繰り返し、その際、司法試験の中で使われたような素材について教えたのではないかとこの疑惑があったということでございます。

いずれにしても、二〇〇四年の事案のときにとらせていただいた再犯防止措置といたしましては、まず、今、前川先生あるいは真山先生から御指摘あったとおり、大学の教員の方々の数、これ

をまず縮小させました。その上で、また新たに調査委員になっていただく方、またこれまで調査委員であられた方々について、その遵守事項を明記させていただいています。

具体的には、審査委員に選任された後には、法科大学院在籍三年次の者あるいは修了者の者に対して教育の機会、接する機会を自粛するようにしていただきたい等々の遵守規範を設けて徹底させていたいただきたいところでございます。

○真山勇一君 ちよつとやっぱり分からないのは、法科大学院の先生を減らせば防げると思ったのか。私はそうは思いません。

それから、遵守事項、私も資料でいただいています。これを見ると非常に、平成二十二年改正、十九年に決定ということですから、ちよつとこの事件が起きた直後ぐらいになるんですかね、その後ですね、その後のときに改正しているんですけれども、改正しているというふうに向つています。

ただ、そういうことがあった後改正したといつても、以下の事項を遵守するというところで出てくるんですが、学生に対する指導ですとか、示唆を与える結果となることのないように十分留意する、それから、グループへの関与は行わないと。非常に、このぐらいのもので本当にこの事件の再発を防ぐ、十分だというふうに考えられたんですか。

○政府参考人(黒川弘務君) まず、冒頭でございますが、先ほど私、二〇〇四年の事件と申しましたが、二〇〇七年の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

そして、今、遵守事項としてこれでは足りなかったのではないかとこの御指摘でございますが、元々こは、あくまで遵守事項といいますが、指導の仕方あるいはやり方についてお願いしている規範でございます。そもそも、問題自体を漏らしてしまうとか、これはすなわち犯罪行為でございますので、通常の大学の先生方の行動様式として、こういうことに気を付けてくださいとい

いうのりをより越えてしまったこととでございます。

その意味で、この遵守事項を制定した際に、そこまでのことではないのではないかとこの私どもの甘い認識があったということはそのとおりでございますが、遵守事項の制定だけで足りなかったのではないかとこの御指摘については重く受け止めて、今現在、再発防止のためのいろいろなスキームを、大臣の指示の下、これからつくらせていただきますので、その結果を踏まえて適切な対応を取ってまいりたいと思えます。

○真山勇一君 まさに、やはり再発防止のそれを徹底してやっていたら、これ、割合といろんな事件なんか見てみますと、もう本当にはつきりしているような気がするんです。どこに原因があるかということ。ですから、やっぱりその辺をしつかりと、ワーキングチームをつくるということですが、やっぱりそれしつかりやつていかなくちゃいけないというふうに思っています。是非、それは徹底的に、そして素早く、速やかにやつぱりやつていくべきだというふうに思っていますので、お願いしたいと思うんです。

次に、ちよつと私、気に掛かることを伺いたいたんですが、先ほどの前川委員の質問で私もなるほどというふうに感じたんですが、今日の事件のこの説明の報告書を見てみると、二枚目のところというところで、まず本件受験者に対しての処分というものが先に来て、そして、また、青柳前委員につきましてはということで書いてあります。普通は、前の方に大事なことがあって、次に、こういうことがありますという書き方をしますね。

そうすると、先ほどのやり取りを踏まえてなんですが、今回のこの事件の動機などから考えて、それから大臣の説明、受験者Aさんと青柳教授、一対一で教示を受けた、内容はほかに伝達していないという言い方、こうしたことから判断すると、今回のこの事件の主従、どちらが主でどちら

が従なのか、あるいは両方とも同じなのかということをお考えと、これはやはりこの書き方でいうと、Aさん、これが主、働きかけたのかな、そういう気もします。青柳前委員は何らかの形で教示せざるを得ないようなことがあったのかなというふうなことも感じます。

ただ、新聞の報道を見ていただくと、新聞はほとんど青柳教授の名前を先にもちろん出してしまっていますね。これ、私が考えるならば、刑事告発した方がより重いことだと思えますので、この例えば書き方でも、青柳前委員という部分の方がこの受験者の方よりも前に説明がある方が自然だなというふうに思っていますけれども、この説明の仕方というのはどうしてこういうふうになったんですか、教えてください。

○政府参考人(黒川弘務君) 大臣の報告についての書き順番についての御指摘だと思いますけれども、私どもは、特に、受験者Aさんですか、こちらと青柳元委員についてどちらが主従という認識に基づいて書いたものではなく、ある意味時系列的な理解で、まず行政処分がこれは先行しておりますので、そして刑事告発がその後でございますので、時系列に沿って書き下ろした方が分かりやすいのではないかとこの観点で書いたものでございます。

○真山勇一君 時系列、分かりやすいかもしれませんが、やっぱりその説明じゃ受験生に対して非常にこれは冷たいです。だって、青柳前委員は、非常勤ですけれども国家公務員でしょう。漏れたという事実、そしてその事件に関係した二人、やはり官庁、役所、監督する立場といったら、青柳前委員が何をしたらか、どういうことが起きたのかということが大事であつて、受験生を先に扱う、時系列かもしれないけれども、私にはそれは言い訳としか聞こえません。やっぱり、逆に言うと、今回の漏れたのは受験生のせいだといふふうには押し付けているような、そんな感じがします。これを見るとそういう気がします。

は、しっかりとした動機その理由とか、細かい細部が私たちに伝わっていないんですから。私たちは、今回の報告を基にいろいろ考えると、そういうことしかちょっと想像できないというふうに感じます。やはり、これは、その辺のどうやって漏えいしたかということは、これは本当にはつきりとまず我々に説明をしていただきたいということが一つ。

それから、ワーキングチームつくとおっしゃいました。いつまでにこれを出すか。やはり早めにやることが非常に大事だと思います。そして、法案を改正するとか大きな問題はあってもいいけれども、できることはあります、これを是非すぐにできることがあると思います。これを是非やっていただきたいので、具体的にワーキングチームをつくってどういうふうなことをいつまでにやるつもりか、その辺の決意を是非聞かせてください。

○国務大臣(上川陽子君) この事案につきまして一番初めの説明を受けたとき以来、大変司法試験というのは重要な試験で、しかも公平公正になされる。そうしたことを鑑みてみても、大変今回の事案につきまして重大な問題であるというふうに認識をしたところでございます。

そして、かつてこうした類似のものがあつたのかどうかということにつきましては、その時点におきましては、先ほど話がありました二〇〇七年の段階であつたということでございまして、そのことについては今のようなり取りにならなかつたということでございました。また、遵守事項につきましても、再発防止ということで決めたという内容でございました。

不正が認められたということになりますと、そのことに至る背景も含めましてしっかりとやはり原因を究明しなければいけない。その場合におきましても事実の認定も含めまして丁寧にやらなければいけないということですが、もう既に次の年の試験もカレンダーの中には控えるわけでありますので、御指摘のとおり、可及的速やかに

このグループを立ち上げさせていただきまして、そして客観、中立の立場から厳正に調査をした上で、そして、その結果につきまして、取り得る対策については、幾つか御指摘いただいたように、法律的な案件に至るようなことになれば時間は掛かるわけでありすけれども、しかし、すぐにできることについてはその判断をし、そしてスムーズに移行することができるようしていくというところも併せて日程感も持つてしっかりとやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○真山勇一君 本日に早い進行を是非お願いしたいというふうに思います。

やはりこの問題は大きいので、今日だけじゃなくても、私もまだ伺いたいことがあつて、それを伝えられないので、是非またこういう問題の委員会をやつていただきたいというふうに思うんですけれども、構造的な問題をとにかく解決するために、再発防止と言つていますけど、再発しないんですよ。もう二度あつたんですよ。二度あることは三度あつてはいけないんですよ。それを是非肝に銘じてこの改革やつていきたい、私たちもいきたいし、是非やつていただきたいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

大臣がこの青柳氏の事件そのものについて詳細は答弁されないというこの下で、この集中的一般質疑を提案された与党の責任は、私、重大だと冒頭申し上げておきたいと思ひます。

事実について、これは答えられるだろうと思うんですが、論文式の出題について、問いに相当する内容というふうには先ほど答弁されましたけれども、漏えいしたもので、これは、つまり現実に出題された問題と同じものないしはほぼ同じものという趣旨なんだと思うんですよ。そう私は受け止めたんですが、それでいいかということ、それから、短答式についてもこの受験生が高得点

だったという報道もありますが、短答式の問題についても漏えいが疑われるということではないですか。

○国務大臣(上川陽子君) 一点目の御質問でございますけれども、問いのほぼ内容、全容というようなことだということでございまして、そのとおりでであるというふうには報告を受けているところでございます。

それから、短答式の件につきましてもお触れいただきましたけれども、こちらにつきましても蓋然性があるという、そうした認識をしているところでございます。

○仁比聡平君 こうした問題が、先ほど来議論のあるように司法試験とそして司法の公正さを打ち壊してしまう、そして、プロセスとしての法曹養成という、学部、ロースクール、司法試験、司法修習というこのシステムそのものの信頼を壊してしまう重大な問題であつて、その中心的な役割を担うロースクール教授、審査委員が倫理違反を繰り返しているという、こうした事案だということをお話しつかり踏まえて、これからの原因究明と再発防止に当たつていただきたいと思ひます。

というのは、先ほど来議論のある八年前の慶応大学ロースクールの事件ですね。これは八年前、つまり二〇〇七年なんですけど、平成十九年ですが、大臣、青柳前審査委員が最初に審査委員に任命され、その後ずっと継続していると思ひますが、それはいつですか。

○政府参考人(黒川弘務君) 青柳委員は、司法試験審査委員として平成十八年に初めて任命されまして、その後、今回の司法試験までずっと継続しております。

○仁比聡平君 その八年前の事件、つまり平成十九年に起こつた事件の時点で青柳前委員は審査委員なんです。しかも、憲法、公法の審査委員なんです。

あの事件は、慶応大学の教授が公法系の論文担当の問題を、先ほどお話ししましたが、答練で、答案練習会で繰り返し提起していたのではないかと

などの問題だったんですけれども、それを目の当たりにしているわけですよ。あのときその慶応大学の教授は、口伝でその年度の出題を、あるいはその素材を知つたということを、当時の官房長の答弁があるんですけども、その憲法、公法の審査委員の中に青柳氏はすうつといふんですね。そして、その慶応大の漏えい事件を目の当たりにした。

その下で、平成十九年の九月の十二日に司法試験委員会の決定として、先ほど指摘をされた審査委員の遵守事項というのが出されました。これは、審査委員は任命された日から司法試験の実施が終了するまでの間、指導に当たつてはならないということを柱にしたものなんです。私が申し上げたいのは、これは、現実にはこの遵守事項違反という実態が常態化しているのではないのかということなんです。

今度の青柳事件が発覚して後の、ちょうど法務省前で合格発表を確認に来た受験生、合格者の数々のインタビュアーが取られておりました。あるいは、明治大学を始めとした学生、ロースクールのインタビュアーもたくさんメディアに出ておりますけれども、そうした学生たちのそのコメントを総合すると、私は、結局この審査委員がロースクール生やその修了者を指導してはならないというこの遵守事項は完全に有名無実化している。指導を行うのは当たり前になっている。その下で、特定の、あるいは特定の人の指導に熱心だなどというこの青柳氏に対するコメントもあるわけでしょう。

この遵守事項が守られないことが当たり前になつていくと、大臣はその認識がありますか。

○国務大臣(上川陽子君) 遵守事項につきまして、平成十九年にこの慶応の事態を受けまして作られたということございまして、これが審査委員に就任をするに当たつて確認をしながらやつてきたというふうには報告を受けているわけでありまして、しかし結果としてこのような事態が起こつていくということ、そしてこれに係る様々な、今

のような御指摘もございましたけれども、ということになりますと、ここにも本質的な問題が潜んでいるのではないかと、私自身は極めて大事に、重要なことというふうに考えているところでございます。

○仁比聡平君 八年前、この遵守事項について、私はこれ、何の決り事なのか分からないじゃないか、これに反したらどうなるのかはつきりしないじゃないかと、当時の大臣にお尋ねをしたけれども、そこはこれから勉強していきたいというような趣旨の御答弁にとどまったんですね。

これに反すれば社会的にただされるということをはつきりした禁止規範にしないことには、そのことをはつきりさせないことには、こんな決定を出しても結局何にも守られない。それは、審査委員やあるいはロースクール教授としての倫理、これを投げ捨ててしまうという姿を野放しにするということになるんですね、試験委員会が。

そんなことは絶対にあつちやならないと思うんですが、先ほど官房長から、私ちよつと耳を疑う答弁伺った思いがあるんですよ。この試験委員会の決定を言わば作ってきたというか、の立場で、甘い認識であつたと御答弁ありました。それは、大臣も含めて法務省として、この遵守事項の性格について甘い認識だったんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 今の遵守事項、違反事案があつたということ踏まえた上での再発防止ということで作られた極めて大事な遵守項目である、一つずつ照らしてみても項目であるというふうな事柄が生じているということ、そしてこのことが発生してからの一連の様々な状況をいろいろな方が御指摘をされるということ鑑みてみますと、この遵守事項を、高い倫理性の下で司法分野においての指導者が持つべき倫理規範について、持てなかつたということにつきましては、極めてゆゆしきことだというふうに思っているところでございます。

○仁比聡平君 今回の青柳氏の事件は、結局、出

題そのものを漏えいしたと、恐らくそういう認定をされたんだと思うんですよ。だから、これが国家公務員法上の秘密の漏えいだということになつて、こういう事件になつて公表された。

けれども、遵守事項違反ということが常態化しているというのが現実だとすると、この遵守事項に違反していることが仮に発覚をし、ロースクール生がおかしいと思つて試験委員会に言つたとしても、それは何の処分も受けないし、公表もされないということにこれまでなつてきたのではないのか。先ほど官房長は、大学の先生方に気を付けてくださいという趣旨にこの遵守事項を説明をされて、それは甘い認識であつたという、そんな御答弁だつたと思うんですよ。

そういう性格の遵守事項があるから再発は防止できるなんという論はもう成り立たないぞと厳しく申し上げて、恐らく事実関係、これ以上お尋ねしてもお答えにならないんでしょうから、私、この委員会の運営との関わりで、大臣にもう一問伺いたいです。

当委員会には民主党などが提出をされた人種差別撤廃基本法案が係属をし、八月六日にこの委員会で実質審議を行いました。ところが、その後、いわゆる四党協議、自民、公明、民主、維新による協議が行われ、その詳細は理事会オブザーバーである私にも分からない、そうした状態で今日まで来ているわけです。

議員立法というのは、こうして既に実質審議に入っているわけですから、その扱いというのは委員会の問題なのであつて、修正を含めて法案の扱いは理事会、理事懇談会の合意を踏まえて、国民の皆さんに明らかにするように必要な委員会質問を行う、研究者や当事者や自治体関係者の皆さんなど参考人の質疑をきちんと行う。そうやってしっかり国会として行つていくことが私当人然だと思ひ、八月六日には、ヘイトスピーチ根絶の趣旨については全会派それは共有をしているということが改めて確認されたわけですから、ならばなおのことだと。そういう十分な審議を行つ

ていくべきだと私は思うんですけども、大臣、御感想があれば。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま御指摘の法案につきましては、議員立法ということでございまして、四党の間で協議が行われているということにつきましましては承知をしているところでござい

ますにこの委員会、国会の中での審議の進め方に係る御質問ということでございまして、大臣としての感想を述べるということにつきましましては、その立場にないということをお断りいたします。

○仁比聡平君 法務省としては、大臣としてはそういう御答弁になるんだろうと思うんですね。ところが、官房長にお尋ねしたいんですよ。

こうした委員会運営をめぐつて様々な議論があつて。八月二十六日に久しぶりの理事懇談会が行われました。これが散会した後に、官房長は民主党の理事に迫りすがつて、と私には見えませんが、どうすればたき台として受け止めていただけるのか。つまり、この議員立法について、与党が議論をしておられる、民主党はたき台を求めておられる。このたき台をどうすればたき台として受け止められるのかというふうな官房長が民主党理事に言っているというのは、これ一体どういう意味なのか。議員立法の扱いについて法務省大臣官房が何かそんなことやつて

○政府参考人(黒川弘務君) まず、誠に恐縮でございますが、委員御指摘の日時、場所が民主党の理事の方と接触させていただいて、一体どのようなやり取りをしたのかについて今具体的な記憶はございません。

その上で、四党協議の中で、役所としては、法務省所管の所管行政の中で御質問があればお答えし、いろいろな説明もさせていただいてきていますところでございます。

○仁比聡平君 参議院議員会館の二階のエレベーターホールで、私がいる目の前で先ほど申し上げ

たようなことをやつておられたじゃないですか、うなずいておられるけど。

そんなに言うなら、私、ちよつと耳に入つて、ちよつと確認したいんですけど、法務省が労働組合の全国団体に働きかけて、多方面に、盗聴法など一括法案、私は反対しましたが、この後趣旨説明を行うとされていきますが、これを何とかしてくと働きかけてきたというのは事実ですか。

○政府参考人(黒川弘務君) その詳細については私は承知しておりませんが、今委員御指摘の連合の関係の方がこの刑事訴訟法を議論する法制審議会の主要メンバーとして入つておられまして、この法制審議会の意見形成に尽力されたということがございます。

その関係で、その団体の方のみならず、この法制審議会の運営に御協力いただいた方々がこの国会でのこの法案の成立を望んでおられたという背景があることは事実でございます。

○委員長(魚住裕一郎君) 仁比君、時間ですのでおまとめください。

○仁比聡平君 お認めにならないけれども、結局、この間、あなたを始めたとした法務省が取つてこられた態度というのは、何が何でも刑事訴訟法等盗聴法など一括法案の審議入りの条件づくり、それをのり越えて行っているのではないかと私言わざるを得ないと思うんですよ。

我が党は、本会議質問で問うたとおり、重大な憲法違反の治安立法であり、刑事訴訟法一括法案を廃案にすべきだと考えておりますが、たとえ賛否の立場は違つても、この国会状況の下で残りの定例日を考えたときに、慎重、十分な審議を行うという条件はどこにもない、たとえ趣旨説明を行つても、これはきつぱり廃案しかないということ強く申し上げて、質問を終わります。

○田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無所属の田中茂です。

今日は司法試験漏えい問題について、大分皆さんとの質問も重なつてきますのですが、先ほど大臣の答弁をお聞きしていますと、これ、刑事告発

されていることもあり、大臣の答弁も限定されてきておりますので、私は、今日は一般質問ということもあり、別件について質問させていただきます。

ただ、今回、やはりこの司法試験制度又は司法制度全体を揺るがす、根幹を揺るがす重大事件でもありますので、一点だけ、この司法試験漏えい問題について質問させていただきます。

この司法試験委員会、七名のメンバーだと思うんですが、あと審査委員メンバー、約百三十人、この構成を見ると、まだまだ問題点があるのではないかなと。その構成をしている人たちを見ますとですね。

そこで、二〇〇七年の慶応での問題で検討された再発防止が全く機能していなかったわけで、質問を担当する審査委員の選任方法や在り方の抜本的な見直しを考えるべきだと思いますが、その点、大臣の御見解をお聞かせいただけませんか、でしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 今回の事案が発生するというこの際に、やはりこれにつきましては、過去そうした事案があり、また再発防止についても対策を講じてきたと、しかし、それにもかかわらず再び発生してしまったということについては、大変重大な問題であるというふうに受け止めていただきたいと思います。

そこで、再発防止策を含めまして、事態のしつかりとした究明を図るということも併せて、このグループ、ワーキングチームを立ち上げるということにつきましては、客観的にも十分にしっかりと公正なものであるような形になるように進めていかなければいけないというふうに思つた次第でございます。

そして、審査委員の任命につきましても、選任の仕方そのものにつきましても、このプロセスの中で問題があるというふうであるならば、しっかりとそれに対しても対応策を講じなければいけないと、こういう問題意識を持って臨んでいるところでございます。

ただいま委員からも様々な御指摘があり、また、かつともそうした御指摘があったということも承知をしているところではございますが、予断を持つことなく、しっかりと取り組んでいこうというところでまいりたいというふうに思っております。

○田中茂君 先ほども言いましたように、この問題は司法制度全体の根幹を揺るがす大問題でありますので、単なるワーキンググループをつくるというのではなく、実りある、ワーキンググループとして成果が上がるような、そのような報告を是非とも私は受けたいと思っております。

次に、私は別件と言いましたが、実は例の寝屋川の中学一年生の男子生徒と女子生徒が殺害され、発見され、被疑者も逮捕された、この件であります。

私の見聞はメディア報道のみで、現段階で断定的なことは言えませんが、被疑者は二〇〇二年にも同様の事件を起こして何度かの逮捕歴があったと聞いております。過去の事件では命を奪われるには至りませんでした、今回の犯行はより凶悪化し、悲惨な結果となったわけでありまして。これを見ると、逮捕後の更生が機能しているのかと疑わざるを得ないわけでありまして。

一般に、異常性愛犯罪の再犯率はかなり高いと聞いております。このような犯罪者からは断固として健康者を守らなければならぬ。特に、幼い子供たちに対しては、親はもちろんですが、周囲や地域も一丸となつて守るべきであると考えております。

このような事件が起こるたびに、米国、イギリス、韓国等での犯罪者情報公開法、いわゆるミーンガン法ですが、の導入が言われます。この件は平成十七年頃から法務委員会でも何度も何度も繰り返し質問されておりますが、こういった法制度が導入されたからといって、性犯罪の防止や再犯防止にどの程度効果的であるかという点は確かに議論の余地はあると思います。また、このような再犯防止策が犯罪者の社会復帰を妨げているという批

判もあるのは承知しております。しかし、このような犯罪を未然に防ぎ、被害者をできる限り少なくしていくのは当然であります。また、異常性愛犯罪者に対する更生という観点からも、全体的な見直しと厳格化が必要ではないかと考えております。

そこで、去る三月二十六日の法務委員会では私は性犯罪者に対するGPS監視等についても質問をしておりますが、その際に政府参考人から、我が国においても受刑者処遇プログラムとして平成十八年から刑事施設において性犯罪再犯防止指導等を導入しているとの説明を受けております。これが一体どのような指導を行われているのか、具体的に伺いたしたいと思います。

○政府参考人(小川新一君) 刑事施設におきまして性犯罪再犯防止指導につきましてお尋ねをいただきました。

まず対象者の選定でございますが、強制わいせつ、強姦等の性犯罪を行った受刑者につきまして、再犯につながる問題性の大きさを判定いたします。そして、常習性、反復性が認められるなど、性犯罪の原因となる認知の偏りや自己統制力の不足等がある者を選定いたしまして、性犯罪再犯防止指導を行っているところでございます。

実施体制でございますが、平成二十七年現在で十九庁の刑事施設において実施しております。性犯罪につながる問題性に応じまして、高密度、中密度、低密度のいずれかのプログラムを受講するかを決定しております。高密度につきましては八か月にわたりまして全六十五回、中密度につきましては六か月にわたりまして全五十四回、低密度につきましては三か月にわたりまして全十七回の指導を行っております。

指導内容でございますが、欧米諸国におきまして実施され効果が認められております認知行動療法等の手法を取り入れて作成したプログラムに基づいて実施をしております。指導方法でありますが、同様の問題性を持つ者を数名の集団に編成いたしましてその問題性につい

て話し合いを行わせるグループワークを用いております。性犯罪の背景にあります自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方策を習得させることを目標として実施しているところでございます。

○田中茂君 その指導者というのはどういう方たちがやっていますか。

また、先ほど高密度、中密度、低密度とおっしゃいましたが、その期間というのか、それには何か、それ以上掛かる人もいれば、その辺の判断は難しいとは思いますが、どう判断されているのでしょうか。

○政府参考人(小川新一君) 指導の実施者でございますけれども、刑事施設の職員が担当する場合もございます。また、認知行動療法等の技法に通じました臨床心理士の方をお願いをしまして、処遇カウンセラーとして協力をいただいたりもしております。

また、プログラムの関係でございますけれども、一応標準的なプログラムを作っております。指導の回数や期間につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、まず最初にオリエンテーションを行いまして、それから、本科といたしまして、先ほど申し上げた高密度、中密度、低密度という指導を行いまして、さらに、指導を行った後にメンテナンスということでフォローアップも行っているところでございます。

○田中茂君 それでは、ちよつと別の観点からお聞きしたいんですけど、過去において、あらゆる性犯罪に関して、性犯罪の全体数に対して、再犯を繰り返している割合を教えてくださいませんか。また、性犯罪で保護観察中に再犯した割合も教えてくださいませんか。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。平成二十六年版犯罪白書というのがございます。平成二十一年に刑事施設を出所した受刑者のうち、平成二十五年までの五年以内に再犯により再び刑事施設に入所した者の統計を

取っております。

これによりますと、当初の刑務所の入所が強姦罪で入った者につきましては、この五年以内に一六・九％が再入所をしております。三百九十七人中六十七人でございます。それから、最初の入所が強制わいせつ罪の者につきましては、二九・一％、これ三百八十一人中百十一人でございました。

また、もう一つの質問であります保護観察中に更に再犯を犯した人数でございますが、これはちよつと統計の取り方がまた別口なのでございますが、同じく平成二十六年度の統計では、保護観察が開始した際の非行罪名が強姦罪、これは強姦致死傷罪を含みますが、強姦罪、強姦強姦罪、それから強制わいせつ罪、この強制わいせつ罪につきましては強制わいせつ致死傷罪を含みますが、このいずれかに該当する者で、平成二十六年に保護観察を終了した者は九百五十一名でした。このうち保護観察期間中の再犯、再非行により新たな処分を受けた者は七十五名でありまして、さらに、そのうち、その再犯罪名が性犯罪であった者は二十一名でございました。

○田中茂君 その人数が多いか少ないかというのは人によるんじゃないかと、結局、再犯やっている人たちがかなりいるわけでありまして、このプログラムが効果があるのかどうかは別としても、性犯罪の再犯防止がなかなか困難であるならば、人権的観点とか維持管理コスト面でも難しいと思われているGPSによる監視等による抑止力も必要ではないかと、そろそろ真剣に検討すべきではないかとも思っております。

GPSを含む位置情報確認制度は、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、米国、カナダ、あと韓国でも運用されております。大臣は今国会の所信表明で、「犯罪に反しない・戻さない」宣言をされました。その趣旨は理解しますが、何よりも罪のない子供たちをこういつた異常性愛犯罪者の被害に遭わせることが二度となないように再犯防止に効果的な制度をなるべく早く導入すべきと考

えておりますが、この点について大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま委員から御指摘いただきました幼い子供たちが性犯罪の犠牲になるというようなことについては、二度と起こしてはならないと、そういう意味での再犯防止については極めて重いテーマということでございまして、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

先ほど御指摘のGPS装置の装着等の義務付け制度ということで、海外調査もいたしたところでございますが、やはり何よりもエビデンスベースのしつかりとした検証も必要であるという認識をしております。そうしたことも踏まえまして、様々な問題あるいは視点から検討を更に慎重にしていく必要があるかというふうに思うところでございます。

こうした御指摘いただきました問題点につきまして、また性犯罪に対する処遇ということにつきましても、施設内におきましての様々な取組ということについては力を入れてきているところでございまして、その再犯防止を図るためには総合的にしっかりと取り組まなきゃいけないということでございます。

その意味で、GPSの各国における取組につきまして、その検証をしつかりとまたフォローさせていただきますながら、またその大きな対策の一つとしての御提案ということでございますが、検討に付したいというふうに思っているところでございます。

○田中茂君 質問でも言いましたが、「犯罪に反しない・戻さない」という言葉どおりに、罪のない子供たちをこういつた異常性愛犯罪の被害者に断じてさせないという決意の下で再犯防止に臨んでいただきたいと、そう思っております。

そこで、今回の司法試験漏えい問題の件であります。言語道断であり、司法を担おうとする人がこういつた姿勢で受験に臨むというのは信じ難い、そう思っております。

ですが、一方で、私が本年六月十一日の法務委員会でも質問したように、法科大学院の生徒不足や司法試験受験者の減少等の状況を考えれば、大学側としては一人でも多くの学生を確保し、合格者を一人でも増やしたいはずであります。また、たとえ作問できる人材がいなかったとしても、理由があるにしろ、学生とじかに接し、教え子だったならなおさら合格してほしいと思うのは、人情的にも理解ができることであります。このように利害が重なる大学の教官を試験に関与させること自体に問題があるわけで、根本からの改革をすべきだと、先ほども言いましたように、私はそう思っております。

審査委員の遵守事項の違反者に対しては罰則もなく、司法をつかさどろうと考える人が試験問題の漏えいを考えるとは想像だにはしないと、司法試験の出題者がそんなことをするのは考えてもいなかったとか、そういう性善説ではこの問題の本質性を見失うわけであります。法務省として、断固とした姿勢で本件の背景を含めた調査と処罰、明確な再発防止を、先ほどワーキンググループをつくるとおっしゃっていましたが、是非とも考えていただきたいということで、私の質問を終わりにします。

○委員長(魚住裕一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(魚住裕一郎君) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上川法務大臣。

○国務大臣(上川陽子君) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

刑事手続については、近時、捜査、公判が取調べ及び供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされています。このような状況を改めて、刑事手続を時代に即したより機能的なもの

とし、国民からの信頼を確保するため、証拠収集手続の適正をより一層担保するとともに、取調べ以外の証拠収集方法を整備するほか、犯罪被害者を含む刑事手続に参与する国民の負担の軽減や被害者の防衛活動への配慮等を通じ、公判審理をより充実したものとすることが喫緊の課題となっております。また、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる世界一安全な国、日本をつくるという観点からも、その基盤となる刑事手続の機能の強化が求められています。

そこで、この法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うものとしております。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、取調べの録音・録画制度の創設であります。すなわち、裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件について、逮捕、勾留中に行われた被疑者取調べ又はいわゆる弁解録取手続の際に作成された供述調書の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則として、その被疑者取調べ等を録音、録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならないこととした上で、検察官、検察事務官又は司法警察職員が、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音、録画しておかなければならないこととするものであります。

第二は、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設であります。すなわち、一定の財政経済犯罪及び薬物・銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者、被告人とが、弁護人の同意がある場合に、被疑者、被告人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、かつ、検察官がそれを考慮して特定の求刑等を行うことを内容とする合意をすることができるとするものであります。

第三は、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の拡大及び暗号技術を用いる新たな傍受の実施方法の導入であります。すなわち、現行法上薬物・銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加するとともに、暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い、封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるとするなどの措置を講じるものであります。

第四は、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大であります。すなわち、現行法上、同制度の対象となるのは、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役、禁錮に当たる罪について勾留状が発せられている被疑者であるところ、これを拡大して、勾留状が発せられている全ての被疑者とするものであります。

第五は、証拠開示制度の拡充であります。すなわち、公判前整理手続又は期日間整理手続において、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する証拠の一覧表を被告人又は弁護人に交付しなければならぬとする手続の導入等の措置を講じるものであります。

第六は、証人等の氏名等の情報を保護するための制度の創設であります。すなわち、証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防衛に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、検察官が、弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度等を創設するものであります。このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において

一部修正が行われております。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員山尾志桜里さんから説明を聴取いたします。衆議院議員山尾志桜里さん。

○衆議院議員(山尾志桜里君) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本修正は、衆議院法務委員会における議論を踏まえ、各党による修正協議を重ねた結果、次のような内容で取りまとめたものであります。

以下、この修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について、検察官が合意をするか否かを判断するに当たって考慮すべき事情として、合意に係る犯罪の関連性の程度を明記するとともに、合意のための協議の際に弁護人が常時関与することとしたしました。

第二に、通信傍受法について、傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項として、傍受記録の聴取等及び傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに不服申立てをすることができ旨を追加するとともに、通信傍受についての国会報告事項を追加し、暗号技術を活用する方法により傍受の実施をしたときはその旨を国会に報告しなければならぬこととしたしました。

第三に、附則の検討事項を次のように改めることとしたしました。

一、政府は、取調べの録音、録画等が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音、録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音、録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合

があること等に留意しつつ、取調べの録音、録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二、一、のほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

以上が、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(魚住裕一郎君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十条の十二」を「第三百五十条の十二に、」第三百五十条の十二を「第三百五十条の十三に、」第三百五十条の十三・第三

百五十条の十四を「第三百五十条の十四・第三百五十条の十五に改める。

第七十六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項の告知」を「第一項の告知及び前項の教示」に、「裁判所書記を「裁判所書記官に改め、同条第三項中「第一項の告知の下に」及び第二項の教示を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判所書記を「裁判所書記官に改め、「告知の下に」及び教示」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第七十七条第一項中「逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第六十一条但書」を「第六十一条ただし書」に、「前項」を「第一項」に、「の外」を「及び」に、「告げなければ」を「告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前二項の告知」を「第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、勾留された被告人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第九十条中「裁判所は」の下に、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮

し」を加える。

第四百四十三条の次に次の一条を加える。

第四百四十三条の二 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を召喚することができる。

第五百五十一条第一項中「十万元以下の罰金又は拘留を二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に改め、同条第二項を削る。

第五百五十二条中「召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人」に改める。

第六百六十一条第一項中「十万元以下の罰金又は拘留を二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に改め、同条第二項を削る。

第二百三十三条第二項の次に次の一項を加える。

司法警察官は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二百四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検察官は、前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二百五十五条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二百七十七条第二項中「第三十七条の二第一項に規定する事件について」を削り、「及び」をを告げ、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に対しては」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二百九十条の二の次に次の一条を加える。

第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができ、記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）の供述者（以下この項において「証人等」という。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき。

裁判所は、前項の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十一条第二項中「前条第一項」を「第二百九十条の二第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前条第一項の決定があつた場合における第

一項の起訴状の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項とする」。

第二百九十一条の二中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二百九十五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の三 第一項の決定があつた場合における訴訟関係人のする尋問若しくは陳述又は訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

第二百九十九条の二中「記載されている」を「記載され若しくは記録されている」に改める。

第二百九十九条の三の次に次の四条を加える。

第二百九十九条の四 検察官は、第二百九十九

条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

検察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む）は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

検察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む）は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

む。は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならない。

検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び次項において「検察官請求証人等」という。）若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

検察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む）は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

む。は、その檢察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、証拠書類又は証拠物のうちその檢察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないなければならない。

檢察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

第二百九十九条の五 裁判所は、檢察官が前条第一項から第四項までの規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならない。

一 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第二項又は第四項の規定によるものである場合において、同条第一項本文又は第三項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、前項第二号又は第三号に該当すると認めて檢察官がとつた措置の全部又は一

部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第一項の請求について決定をするときは、檢察官の意見を聴かなければならない。

第一項の請求についてした決定(第二項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。)に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百九十九条の六 裁判所は、檢察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、檢察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十

条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質

的な不利を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、檢察官がとつた第二百九十九条の四第二項若しくは第四項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、檢察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十

条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについで、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、檢察官がとつた第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、檢察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十

九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有

無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の七 檢察官は、第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

裁判所は、第二百九十九条の五第二項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前二項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした檢察官又は裁判所に通知しなければならない。

第三百五条第一項中「取調を」を「取調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判所書記を」を「裁判所書記官に改め、同条第二項中「取調を取調べ」に、「裁判所書記を」を「裁判所書記官に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

第三百十六条の二第一項中「及び被告人又は弁護人の意見を聴いて」を、「被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第三百十六条の十四第二号中「供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。」を削り、同条に次の四項を加える。

検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類(前号に掲げるものを除く。) 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覧表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載しないことができる。

一人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ

検察官は、第二項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つた

ときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覧表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百十六条の十五第一項中「前条を、前条第一項に、同条第一号を」を「同条第一号」に改め、同項第八号中「被告人の下に又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号イ若しくはロに掲げるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面(押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に關し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。)

第三百十六条の十五第二項中「前項の」を「前二項の」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第一項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 第一項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

ロ 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項

ロ 第一項の規定による開示をすべき証拠

物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するに当り当該開示が必要である理由

第三百十六条の十五の次に次の一項を加える。

前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面(前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。)について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

第三百十六条の十六第一項中「第三百十六条の十四及び前条第一項を」を「第三百十六条の十四並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第三百十六条の十七第一項中「第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項を」を「第三百十六条の十四及び第一項並びに第三百十六条の十五第一項及び第二項」に改める。

第三百十六条の二十第一項中「第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項を」を「第三百十六条の十四及び第一項並びに第三百十六条の十五第一項及び第二項」に改める。

第三百十六条の二十一第一項中「前条まで」の下に「(第三百十六条の十四第五項を除く。)」を加え、同条第四項中「第三百十六条の十四から第三百十六条の十六まで」を「第三百十六条の十四第一項、第三百十六条の十五及び第三百十六条の十六」に改める。

第三百十六条の二十二第一項中「第三百十六条の二十まで」の下に「(第三百十六条の十四第五項を除く。)」を加える。

第三百十六条の二十二第一項中「第三百十六条の二十まで」の下に「(第三百十六条の十四第五項を除く。)」を加える。

第三百十六条の二十三に次の二項を加える。

第二百九十九条の四の規定は、検察官が第三百十六条の十四第一項(第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。

第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百十六条の二十五第一項中「第三百十六条の十四」を「第三百十六条の十四第一項」に改める。

第三百十六条の二十六第一項中「第三百十六条の十四」を「第三百十六条の十四第一項」に改め、「第三百十六条の十五第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第三百十六条の二十八第一項中「かんがみを」を「鑑み」に、「及び被告人又は弁護人の意見を聴いて」を「被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で」に改める。

第三百十六条の三十六第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三百十六条の三十七第三項及び第三百十六条の三十八第三項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第三百二十一條の二第二項中「第三百五條第四項ただし書を」を「第三百五條第五項ただし書を」に改める。

第三百五十條の八中「第二百九十一條第三項」を「第二百九十一條第四項」に改める。

第二編第四章第四節中「第三百五十條の十四を第三百五十條の十五とし、第三百五十條の十三を第三百五十條の十四とし、同章第三節中「第三百五十條の十二を第三百五十條の十三とし、同章第二節中「第三百五十條の十一の次に次の一条を加える。」

第三百五十條の十二 即決裁判手続の申立てを

却下する決定(第三百五十条の八第三号又は第四百号に掲げる場合に該当することを理由とするものを除く。)があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四百号のいずれかに該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なる旨の供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。)となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第四 目次中「第四章 即決裁判手続」を
第 第 第 第 第
第五

章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意
一節 合意及び協議の手続(第三百五十条の二節 公判手続の特例(第三百五十条の七)第三節 合意の終了(第三百五十条の十一)第三節 合意の履行の確保(第三百五十条の十) 即決裁判手続

二 第三百五十条の六
三百五十条の九
五十条の十二
三 第三百五十条の十五

に、「第三百五十条

の二・第三百五十条の三を「第三百五十条の十六・第三百五十条の十七」に、「第三百五十条の四・第三百五十条の十二」を「第三百五十条の十八・第三百五十条の二十六」に、「第三百五十条の十三」を「第三百五十条の二十七」に、「第三百五十条の十四・第三百五十条の十五」を「第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九」に改める。

第三十七条の二第一項中「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について」を削り、「勾留状」を「勾留状」に改め、同条第二項中「同項に規定する事件について」を削る。

第三十七条の四中「第三十七条の二第一項に規定する事件について」を削る。

第四十条第二項中「第三百五十条の四第三項」を「第三百五十条の六第四項」に改める。

第五百五十七條の四第一項中「これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。」を「であつて、同一構内(これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。)にあるもの」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「行う場合」の下に「前項第四号の規定による場合を除く。」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、方法によつて、尋問することができる。

一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき。

二 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

三 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

四 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

第五百五十七條の四を第五百五十七條の六とする。

第五百五十七條の三第一項中「次条第一項の下に「及び第二項を加え、同条を第五百五十七條の五とし、第五百五十七條の二を第五百五十七條の四とし、第五百五十七條の次に次の二条を加える。

第五百五十七條の二 検察官は、証人が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができる。

一 尋問に際しては供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問においてした行為が第六十一条又は刑法第六十九條の罪に当たる場合に当該行為に係るこれらの罪に係る事件において用いるときを除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

二 第四百四十六條の規定にかかわらず、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける

おそれのある証言を拒むことができないこと。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第五百五十七條の三 検察官は、証人が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項について証言を拒んだと認める場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行うことを請求することができる。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人が証言を拒んでいないと認められる場合又はその証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴訟を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第八十条第二項中「第五百五十七條の四第三項」を「第五百五十七條の六第四項」に改める。

第二百三十三條第四項及び第二百四十三條第三項中「第三十七條の二第一項に規定する事件について」を削る。

第二百五条第五項を削る。

第二百七条第二項中「を告げ、第三十七條の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に対しては」を「及び」に改める。

第二百七条第二項中「第五百五十七條の四第三項」を「第五百五十七條の六第四項」に改める。

第二百八十一條の二中「第五百五十七條の三第一項」を「第五百五十七條の五第一項」に、「及び第五百五十七條の四第一項」を並びに第五百五十七條

の六第一項及び第二項に改める。

第二百九十二条の二第六項中「第百五十七條の二、第百五十七條の三及び第百五十七條の四第一項」を「第百五十七條の四、第百五十七條の五並びに第百五十七條の六第一項及び第二項」に改める。

第三百一条の次に次の一条を加える。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、
検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たたる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外

外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利な事実の承認を内容とするものに限り。）をその内容とするものを証拠とすることに關し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百

三条第一項（第二百一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。

二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

四 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

第三百四十二条の二中「第百五十七條の三第一項」を「第百五十七條の五第一項」に、「及び第百五十七條の四第一項」を並びに第百五十七條の六第一項及び第二項に改める。

第三百五十五條第五項中「第百五十七條の四第三項」を「第百五十七條の六第四項」に改め、同条第六項中「第百五十七條の四第三項」を「第百五十七條の六第四項」に、「第百五十七條の三」を「第百五十七條の五」に改める。

第三百二十一条第一項第一号中「第百五十七條の四第一項」を「第百五十七條の六第一項及び第二項」に、「異つた」を「異なつた」に改め、同項第二号中「異つた」を「異なつた」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三

号中「且つ」を「かつ」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十一条の二第二項中「第百五十七條の四第一項」を「第百五十七條の六第一項又は第二項」に改める。

第二編第四章第四節中第三百五十條の十五を第三百五十條の二十九とする。

第三百五十條の十四中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、同条を第三百五十條の二十八とする。

第三百五十條の十三中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、第二編第四章第三節中同条を第三百五十條の二十七とする。

第三百五十條の十二中「第三百五十條の八第三号」を「第三百五十條の二十二第三号」に、「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、第二編第四章第二節中同条を第三百五十條の二十六とする。

第三百五十條の十一中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、同条を第三百五十條の二十五とする。

第三百五十條の十第一項中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、同条を第三百五十條の二十四とし、第三百五十條の九を第三百五十條の二十三とする。

第三百五十條の八第一号中「第三百五十條の二第二項」を「第三百五十條の十六第二項」に改め、同条第二号中「第三百五十條の六第一項」を「第三百五十條の二十第一項」に改め、同条を第三百五十條の二十二とし、第三百五十條の四から第三百五十條の七までを十四条ずつ繰り下げ、第二編第四章第一節中第三百五十條の三を第三百五十條の十七とし、第三百五十條の二を第三百五十條の十六とする。

第二編第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に關する合意

第一節 合意及び協議の手續

第三百五十条の二 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件(以下単に「他人の刑事事件」という。)について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状^{当該関係する犯罪の関連性の程度}その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができ、

一 次に掲げる行為

イ 第九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。

ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をする(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 公訴を取り消すこと。

ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

ヘ 即決裁判手続の申立てをすること。

ト 略式命令の請求をすること。

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げ

る罪(死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。)をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第九十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第九十七条の罪、同法第九十八条の罪、同法第九十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第九十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。)

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第三十一条第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪に係る法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

イ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)

ロ 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)

ハ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)

ニ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)

ホ 武器等製造法(昭和二十八年法律第百

四十五号)

へ あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)

ト 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)

五 刑法第三十一条、第四十一条若しくは第九十五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七十一条第一号から第三号までに掲げる者に係る同条の罪(いづれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。)

第一項の合意には、被疑者若しくは被告人がする同項第一号に掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするに

は、弁護人の同意がなければならない。

前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいづれか一方のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の刑事事件について供述を求めることができる。この場合においては、第九十八条第二項の規定を準用する。

被疑者又は被告人が前条の協議においてした供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立しなかつたときは、これを証拠とすることができない。

前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第三百三条、第四百条若しくは第四百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七十一条第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるときは、これを適用しない。

第三百五十条の六 検察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他人の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めることその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授權の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第二号に掲げる行為の内容の提示をすることができ、

第二節 公判手続の特例

第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でした第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続が終わつた後事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その時後遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面(以下「合意内容書面」という。)の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第二項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の第二項の合意に基づいて作成したものと又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したもののについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることをしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合において、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問について第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合において、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三節 合意の終了

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。

一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が当該合意に違反したとき その相手方

二 次に掲げる事由 被告人

イ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号二に係る同項の合意に基づいて訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求した場合において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

ロ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ホに係る同項の合意に基づいて第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定(第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。)をし、又は第三百五十条の二十五第一項第三号若しくは第四号に該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。)となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

二 検察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従ひ審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三 次に掲げる事由 検察官

イ 被疑者又は被告人が第三百五十条の四の協議においてした他人の刑事事件につ

いての供述の内容が真実でないことが明らかになつたとき。

ロ 第一号に掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が第三百五十条の二第一項の合意に基づいてした供述の内容が真実でないこと又は被疑者若しくは被告人が同項の合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになつたとき。

前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知をして行うものとする。

第三百五十条の十一 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起しない処分をした事件について、検察審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の起訴議決があつたときは、当該合意は、その効力を失う。

第三百五十条の十二 前条の場合には、当該議決に係る事件について公訴が提起されたときにおいても、被告人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び当該合意に基づいてこれらの行為により得られた証拠並びにこれらのに基づいて得られた証拠は、当該被告人の刑事事件において、これらを証拠とすることができない。

前項の規定は、次に掲げる場合には、これを適用しない。

一 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたことが明らかになり、又は第三百五十条の十第一項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

二 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百五十条の十五第一項の罪、刑法第三百三条、第四百条、第六百六十九條若しくは第百

七十二條の罪又は組織的犯罪処罰法第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

第四節 合意の履行の確保

第三百五十条の十三 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、ハ又はトに係る同項の合意(同号ハに係るものについては、特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る。)に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

検察官が第三百五十条の二第一項第二号ハに係る同項の合意(特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る。)に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百五十二條第一項の規定にかかわらず、これを許してはならない。

第三百五十条の十四 検察官が第三百五十条の二第一項の合意に違反したときは、被告人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることができない。

前項の規定は、当該被告人の刑事事件の証拠とすることについて当該被告人に異議がない場合及び当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについてその者に異議がない場合には、これを適用しない。

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項

の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事事件の裁判が確定する前であつて、かつ、当該合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四百六十二条の次に次の一条を加える。

第四百六十二条の二 検察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百六十三条第一項中「前条」を「第四百六十二条」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第四百六十二条第二項」に改める。
(刑法の一部改正)

第三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三百三条及び第四百四条中「二年を三年」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四百五条の二中「二年を二年」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 前条に定めるもののほか、検察審査会が審査を行う場合においては、検察

官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項の書面を検察審査会に提出しなければならぬ。

前項の規定により当該書面を検察審査会に提出した後、検察審査会が検察官の公訴を提起しない処分の場合について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならぬ。

第三十七条第四項中「(昭和二十三年法律第三百三十一号)」を「(規定)」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「のいずれかに該当する」を「に掲げる」に、「三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「当該各号に定める刑」に改め、同項各号を次のように改める。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

四 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第六条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表」を「別表第一又は別表第二」に改め、「もの」の下に「別表第二に掲げる罪にあつては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従つて行動する人の結合体により行われるものに限る。次号及び第三号において同じ。」を加え、

同項第二号中「別表に掲げる罪」を「別表第一又は別表第二に掲げる罪」に改め、同号イ及びロ中「別表」を「別表第一又は別表第二」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「別表」を「別表第一又は別表第二」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第二」に改める。

第十四条中「別表」を「別表第一若しくは別表第二」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第三条、第十四条関係)

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条爆発物の使用又は第二条(使用の未遂)の罪

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八八条(現住建造物等放火)の罪又はその未遂罪

ロ 刑法第九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪

ハ 刑法第二百四十四条(傷害)又は第二百五条(傷害致死)の罪

二 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

ホ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

ヘ 刑法第二百三十五条(窃盗)、第二百三十六條第一項(強盗若しくは第二百四十条(強盗致死傷)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ト 刑法第二百四十六条第一項(詐欺)、第二百四十六条の二(電子計算機使用詐欺)若しくは第二百四十九条第一項(恐喝)の罪又はこれらの罪の未遂罪

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第七條第六項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に對する提供等)又は第七項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等)の罪

第七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中第十八条を「第二十三条」に、「第十

九条―第二十七條を「第二十四條―第三十四條」に、「第二十八條―第三十條を「第三十五條―第三十七條」に、「第三十一條・第三十二條を「第三十八條・第三十九條に改める。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「暗号化」とは、通信の内容を伝達する信号、通信日時に関する情報を伝達する信号その他の信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「原信号」という。）について、電子計算機及び変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号（以下「対応変換符号」という。）を用いなければ復元することができないようにすることをいい、「復号」とは、暗号化により作成された信号（以下「暗号化信号」という。）について、電子計算機及び対応変換符号を用いて変換処理を行うことにより、原信号を復元することをいう。

5 この法律において「二時的保存」とは、暗号化信号について、その復号がなされるまでの間に限り、一時的に記録媒体に記録して保存することをいう。

6 この法律において「再生」とは、一時的保存をされた暗号化信号（通信の内容を伝達する信号に係るものに限る。）の復号により復元された通信について、電子計算機を用いて、音の再生、文字の表示その他の方法により、人の聴覚又は視覚により認識することができる状態にするための処理をすることをいう。

第四條第一項中「次項」を「以下この条」に、「同項及び同条」を「以下この条及び第七條」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可の請求は、第一項の請求をする際に、検察官又は司法警察員からこれをしなければならぬ。

第五條に次の二項を加える。

3 裁判官は、前条第三項の請求があつたときは、同項の請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可をするものとする。

4 裁判官は、前項の規定により第二十条第一項の許可をするときは、傍受の実施の場所として、通信管理者等（通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役員員）又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）の管理する場所を定めなければならない。この場合において、前条第三項の請求をした者から申立てがあり、かつ、当該申立てに係る傍受の実施の場所の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、指定期間第二十条第一項に規定する指定期間をいう。以下この項において同じ。）における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定めるものとする。

第六條に次の一項を加える。

2 裁判官は、前条第三項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。

第三十二條中「第十四條」を「第十五條」に改め、同條を第三十九條とし、第三十一條を第三十八條とする。

第四十章中第三十條を第三十七條とする。

第二十九條中「第二十二條第二項第一号又は第三号」を「第二十九條第三項第一号若しくは第三号又は第四項第一号若しくは第三号」に改め、〇同條を第三十六條とする。

第一号若しくは第二号の規定による傍受の実施をしたときはその旨を加え、

第二十八條中「の傍受」の下に「若しくは再生」を、「した通信」の下に「再生をした通信を含む。」を加え、同條を第三十五條とする。

第二十七條第一項中「第二十条第三項」を「第二十五條第四項若しくは第二十六條第四項」に改め、第三章中同條を第三十四條とする。

第二十六條第二項中「の傍受」の下に「又は再生を、」を、「傍受の実施の下に」又は「再生の実施」を加え、同條第三項中「傍受の処分を」傍受又は再生の処分」に改め、「の記録」の下に「並びに当該傍受の処分に係る一時的保存をされた暗号化信号」を加え、同項第一号中「傍受の下に」又は「再生を加え、」第二十二條第二項各号を「第二十九條第三項各号又は第四項各号」に改め、同項第二号及び第三号中「傍受」の下に「又は再生を加え、同條第六項中「第二十二條第五項」を「第二十九條第七項」に改め、同條を第三十三條とする。

第二十五條第二項中「された通信」の下に「第二十条第一項又は第二十三條第一項第二号の規定による傍受の場合にあつては、第二十一條第一項又は第二十三條第四項の規定による再生をされた通信」を加え、同條第四項中「第二十一條第二項」を「第二十七條第三項及び第二十八條第三項」に改め、同條第六項中「第二十三條」を「第三十條」に、「第二十五條第三項」を「第三十二條第三項」に改め、同條を第三十二條とし、第二十四條を第三十一條とする。

第二十三條第一項第六号中「第十四條」を「第十五條」に改め、〇同條に次の一項を加え、

七 次條の規定による傍受記録の聴取等聴取若しくは閲覧又は複製の作成をいう。以下この号において同じ。）及び第三十二條第一項の規定による傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに第三十三條第一項又は第二項の規定による不服申立てをすることができ、

第二十二條第一項中「傍受の実施」の下に「（第二十条第一項又は第二十三條第一項第二号の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）を加え、（以下「傍受記録」という。）を削り、同條第五項を同條第七項とし、同條第四項中「第二十条第三項」を「第二十五條第四項又は第二十六條第四項」に改め、「通信」の下に「（第二十一條第一項又は第二十三條第四項の規定により再生をした通信及びこれらの規定による復号により復元された通信を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同條第六項とし、同條第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項第二号」に、「第十四條」を「第十五條」に、「傍受記録」を「第一項に規定する記録又は第二項に規定する記録（以下「傍受記録」と総称する。）に、「同項第四号」を「第三項第四号又は前項第四号」に改め、同項ただし書中「同項第一号」を「第三項第一号から第三号まで又は前項第一号」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「傍受記録は、第十九條第一項後段を「第一項に規定する記録は、第二十四條第一項後段若しくは第二十六條第二項」に、「第二十条第二項」を「第二十五條第三項」に改め、「作成したの下に」同條第一項の記録媒体の」を加え、同項第二号中「第十三條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同項第三号中「第十四條」を「第十五條」に、「第十三條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する記録は、第二十四條第一項後段若しくは第二十六條第二項の規定により記録をした記録媒体又は第二十五條第三項の規定により作成した同條第二項の記録媒体の複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信

二 第二十一條第四項（第二十三條第四項においてその例による場合を含む。次号において同じ。）の規定により再生をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第二十一條第五項（第二十三條第四項においてその例による場合を含む。）の規定により再生をした通信及び第二十一條第四項の規定により再生をした通信であつて、第十五條に規定する通信に該当すると認めらるるに至つたもの

四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

第二十二条第一項の次に次の一項を加える。

2 検察官又は司法警察員は、再生の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、再生をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録一通を作成しなければならない。再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

第二十二条を第二十九条とする。

第二十一条の見出しを削り、同条第一項中「前条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同項第二号中「立会人」を「第十三条第一項の規定による立会人」に改め、同項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項第六号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同項第七号中「記録媒体」を「傍受の実施をしている間において記録媒体」に改め、同項第八号中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第六号」を「第一項第六号又は前項第四号」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第二十六条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 検察官又は司法警察員は、第二十三条第一

項第一号の規定による傍受の実施をしたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
二 第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

三 第二十三条第一項第一号の規定による傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

四 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

五 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
六 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項
第二十一条を第二十七条とし、同条の前に見出しとして「傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等」を付し、同条の次に次の一項を加える。

第二十八条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうちに第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて第二十一条第一項の規定による復号をされていないものがあるときは、再生の実施の終了後、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては前条第一項各号に掲げる事項を、第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間に関しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。第二十条第一項の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 指定期間の開始及び終了の年月日時
二 第二十条第一項の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時

三 第二十条第一項の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

四 第二十一条第一項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時

五 第二十一条第一項において準用する第十三条第一項の規定による立会人の氏名及び職業

六 第二十一条第一項において準用する第十三条第二項の規定により立会人が述べた意見

七 第三号に規定する通話のうち第二十一条第一項の規定による復号をされた暗号化信号、同項の規定による復号をされる前に消去された暗号化信号及びそれら以外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足る事項

八 第二十一条第一項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

九 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

十 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
十一 第二十五条第二項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名

十二 前各号に掲げるもののほか、第二十条第一項の規定による傍受の実施又は第二十一条第一項の規定による再生の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

2 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうちに第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同

号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて第二十三条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては前条第二項各号に掲げる事項を、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間に関しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長をする時も、同様とする。

一 第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
二 第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

三 第二十三条第四項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時
四 第二号に規定する通話のうち第二十三条第四項の規定による復号をした暗号化信号、同項の規定による復号をする前に消去した暗号化信号及びそれら以外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足る事項

五 第二十三条第四項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

六 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

七 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
八 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施又は同条第四項の規定による再生の実施の状況

に關し最高裁判所規則で定める事項

3 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、前条第一項第六号若しくは第二項第四号又は第一項第九号若しくは前項第六号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受又は再生の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

第二十條第一項中「した記録媒体の下に」(次項に規定する記録媒体を除く。を)を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第二十二條第二項」を「第二十九條第三項又は第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一條第一項の規定による再生をした通信を前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、再生の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

第二十條を第二十五條とし、同條の次に次の一條を加える。

(特定電子計算機を用いる通信傍受の記録等)

第二十六條 第二十三條第一項の規定による傍受をしたときは、前二條の規定にかかわらず、特定電子計算機及び第九條第二号口の規定により提供された変換符号を用いて、傍受をした通信(同項第二号の規定による傍受の場合にあつては、第二十三條第四項の規定による再生をした通信。以下この項及び次項において同じ。)について、全て、暗号化をして記録媒体に記録するとともに、傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項について、暗号化をして当該記録媒体に記録しなければならない。

月日時その他政令で定める事項について、暗号化をして当該記録媒体に記録しなければならない。

2 前項の場合においては、第二十九條第三項又は第四項の手続の用に供するため、同時に、傍受をした通信及び前項に規定する事項について、全て、他の記録媒体に記録するものとする。

3 第二十三條第一項の規定による傍受の実施(同項第二号の規定によるものの場合にあつては、同条第四項の規定による再生の実施)を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

4 第一項の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施の終了後(傍受の実施を終了する時に第二十三條第一項第二号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて同条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後)、遅滞なく、前条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。

第十九條第一項中「した通信」の下に「(第二十条第一項の規定による傍受の場合にあつては、第二十一條第一項の規定による再生をした通信)」を加え、「すべて」を「全て」に、「第二十二條第二項」を「第二十九條第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「傍受の実施」の下に「(第二十条第一項の規定によるものの場合にあつては、第二十一條第一項の規定による再生の実施)」を加え、同条を第二十四條とする。

第二章中第十八條を第十九條とし、同條の次に次の見出し及び四條を加える。

(一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続)

第二十條 檢察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従ひ傍受の実施をすることが出来る期間(前條の規定により傍受

の実施を終了した後の期間を除く。)内において檢察官又は司法警察員が指定する期間(当該期間の終期において第十八條の規定により傍受の実施を継続することができるときは、その継続することが出来る期間を含む。以下「指定期間」という。)に行われる全ての通信について、第九條第一号の規定により提供された変換符号を用いた原信号(通信の内容を伝達するものに限る。)の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることが出来る。この場合における傍受の実施については、第十三條の規定は、適用しない。

2 檢察官又は司法警察員は、前項の規定による傍受をするときは、通信管理者等に命じて、指定期間内における通話の開始及び終了の年月日時に関する情報を伝達する原信号について、同項に規定する変換符号を用いた暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせるものとする。

3 檢察官又は司法警察員は、第一項の規定による傍受をするときは、次条第七項の手続の用に供するため、通信管理者等に対し、同項の手続が終了するまでの間第一項の規定による傍受をする通信の相手方の電話番号等の情報を保存することを求めることができる。この場合においては、第十七條第二項後段の規定を準用する。

4 通信管理者等が前項の電話番号等の情報を保存することができないときは、檢察官又は司法警察員は、これを保存することが出来る通信事業者等に対し、次条第七項の手続の用に供するための要請である旨を告知して、同項の手続が終了するまでの間これを保存することを要請することが出来る。この場合においては、第十七條第三項後段の規定を準用する。

5 檢察官及び司法警察員は、指定期間内は、傍受の実施の場所に立ち入つてはならない。

6 檢察官及び司法警察員は、指定期間内においては、第一項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができない。

7 第一項の規定による傍受をした通信の復号による復元は、次条第一項の規定による場合を除き、これを行うことができない。

第二十一條 檢察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による傍受をしたときは、傍受の実施の場所(指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められていないときは、その場所において、通信管理者等に命じて、同項の規定により一時的保存をされた暗号化信号について、第九條第一号の規定により提供された対応変換符号を用いた復号をさせることにより、同項の規定による傍受をした通信を復元させ、同時に、復元された通信について、第三項から第六項までに定めるところにより、再生をすることが出来る。この場合における再生の実施(通信の再生をすること並びに一時的保存のために用いられた記録媒体について直ちに再生をすることが出来る状態で一時的保存の状況の確認及び暗号化信号の復号をすること。以下同じ。)については、第十一條から第十三條までの規定を準用する。

2 檢察官又は司法警察員は、前項の規定による再生の実施をするときは、通信管理者等に命じて、前条第二項の規定により一時的保存をされた暗号化信号について、前項に規定する対応変換符号を用いた復号をさせることにより、同条第二項の規定により暗号化をされた通話の開始及び終了の年月日時に関する情報を伝達する原信号を復元させるものとする。

3 檢察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信のうち、傍受すべき通信に該当する通信の再生をすることが出来る。

ができるほか、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができる。

4 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信のうち、外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、再生の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の再生をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

5 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信の中に、第十五条に規定する通信があるときは、当該通信の再生をすることができる。

6 第十六条の規定は、第一項の規定による復号により復元された通信の再生する場合について準用する。

7 検察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による傍受をした通信について、これが傍受すべき通信若しくは第五項の規定により再生をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第三項若しくは第四項の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、同条第三項の規定による求め又は同条第四項の規定による要請に係る電話番号等のうち当該通信の相手方のものの開示を受けることができる。この場合においては、第十七条第一項後段の規定を準用する。

8 第一項の規定による再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、

これを終了しなければならない。

9 第一項の規定による再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、その開始前であつてはこれを開始してはならず、その開始後であつてはこれを終了しなければならない。ただし、傍受の理由又は必要がなくなるに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足りる状況がなくなったこと又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくなくなったこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足りるものではなくなくなったことを理由として傍受の理由又は必要がなくなった場合に限り、再生の実施をすることができる。

第二十二條 通信管理者等は、前条第一項の規定による復号が終了したときは、直ちに、第二十条第一項の規定により一時的保存をした暗号化信号を全て消去しなければならない。前条第二項の規定による復号が終了した場合における第二十条第二項の規定により一時的保存をした暗号化信号についても、同様とする。

2 検察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による再生の実施を終了するとき又は同条第九項の規定により再生の実施を開始してはならないこととなつたときに、第二十条第一項及び第二項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて前条第一項及び第二項の規定による復号をされていらないものがあるときは、直ちに、通信管理者等に命じて、これを全て消去させなければならない。

(特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続)

第二十三條 検察官又は司法警察員は、裁判官

の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしている間に行われる全ての通信について、第九条第二号イの規定により提供された変換符号を用いた原信号(通信の内容を伝達するものに限る。)の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号を傍受の実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させた上で、次のいずれかの傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は適用せず、第二号の規定による傍受については、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 暗号化信号を受信すると同時に、第九条第二号ロの規定により提供された対応変換符号を用いて復号をし、復元された通信について、第三条及び第十四条から第十六条までに定めるところにより、傍受をすること。

二 暗号化信号を受信すると同時に一時的保存をする方法により、当該暗号化信号に係る原信号によりその内容を伝達される通信の傍受をすること。

2 前項に規定する「特定電子計算機」とは、次に掲げる機能の全てを有する電子計算機をいう。

一 伝送された暗号化信号について一時的保存の処理を行う機能

二 伝送された暗号化信号について復号の処理を行う機能

三 前項第一号の規定による傍受をした通信にあつてはその傍受と同時に、第四項の規定による再生をした通信にあつてはその再生と同時に、全て、自動的に、暗号化の処理をして記録媒体に記録する機能

四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、前項第一号の規定による傍受をした通信の開始及び終了の年月日時、第四項の規定による再生をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令

で定める事項に関する情報を伝達する原信号を作成し、当該原信号について、自動的に、暗号化の処理をして前号の記録媒体に記録する機能

五 第三号の記録媒体に記録される同号の通信及び前号の原信号について、前二号に掲げる機能により当該記録媒体に記録すると同時に、暗号化の処理をすることなく他の記録媒体に記録する機能

六 入力された対応変換符号(第九条第二号ロの規定により提供されたものに限る。)が第二号に規定する復号以外の処理に用いられることを防止する機能

七 入力された変換符号(第九条第二号ロの規定により提供されたものに限る。)が第三号及び第四号に規定する暗号化以外の処理に用いられることを防止する機能

八 第一号に規定する一時的保存をされた暗号化信号について、第二号に規定する復号をした時に、全て、自動的に消去する機能

3 検察官及び司法警察員は、傍受令状に第一項の許可をする旨の記載がある場合には、同項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができる。

4 検察官又は司法警察員は、第一項第二号の規定による傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、同号の規定により一時的保存をした暗号化信号について、特定電子計算機(第二項に規定する特定電子計算機をいう。第六項及び第二十六条第一項において同じ。)を用いて、第九条第二号ロの規定により提供された対応変換符号を用いた復号をすることにより、第一項第二号の規定による傍受をした通信を復元し、同時に、復元された通信について、第二十一条第三号から第六号までの規定の例により、再生をすることができる。

この場合における再生の実施については、第十一条、第十二条及び第二十一条第七号から第九号までの規定を準用する。

5 第一項第二号の規定による傍受をした通信の復号による復元は、前項の規定による場合を除き、これを行うことができない。

6 検察官又は司法警察員は、第一項第二号の規定により一時的保存をした暗号化信号については、特定電子計算機の機能により自動的に消去されるもの以外のものであつても、第四項の規定による再生の実施を終了するとき又は同項において準用する第二十一条第九項の規定により再生の実施を開始してはならないこととなつたときに、第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、直ちに、全て消去しなければならない。

第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条第一項中「通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者及びこれらの者を「通信管理者等」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役員。以下同じ。）又はこれに代わるべき者」を「通信管理者等」に改め、同条を第十条とし、第八条の次の一条を加える。

（変換符号及び対応変換符号の作成等）
第九条 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の各号に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該各号に定める措置を執るものとする。
一 傍受令状に第二十条第一項の許可をする旨の記載があるとき 同項の規定による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等に提供すること。

二 傍受令状に第二十三条第一項の許可をする旨の記載があるとき 次のイからハまでに掲げる措置
イ 第二十三条第一項の規定による暗号化に用いる変換符号を作成し、これを通信管理者等に提供すること。

ロ イの変換符号の対応変換符号及び第二十六条第一項の規定による暗号化に用いる変換符号を作成し、これらを検察官又は司法警察員が傍受の実施に用いるものとして指定した特定電子計算機（第二十三条第二項に規定する特定電子計算機をいう。）以外の機器において用いることができないようにするための技術的措置を講じた上で、これらを検察官又は司法警察員に提供すること。

ハ ロの検察官又は司法警察員に提供される変換符号の対応変換符号を作成し、これを保管すること。

別表第一及び別表第二中「第十四条」を「第十五条」に改める。
（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第八条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「二年」を「三年」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。
第五十四条中「二年」を「二年」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十六条第一項中「三年」を「五年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条第三項の規定 公布の日

一 第一条（刑事訴訟法第九十条、第五百一一条及び第六百六十一条の改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第八十条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第六十条の規定並びに次条並びに附則第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九條、第七十六條第二項、第八十五條、第八十八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項及び第六十五條第四項の改正規定に限る。）及び第十二条から第十五条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条（刑事訴訟法第三百一条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び第四條の規定並びに附則第七條及び第十一條（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 裁判所は、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に勾引状により留置されている被告人に対し、速やかに、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「第一条による改正後の法」という。）第七十六條第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、被告人が釈放されたときは、この限りでない。

三 裁判所は、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に勾引状に於いて被告人（次項に規定する被告人を除く。）に対し、速やかに、第一条によ

る改正後の法第七十七條第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは又は被告人が釈放されたときは、この限りでない。

3 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾引されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾引されている者に限る。）に対し、速やかに、第一条による改正後の法第七十七條第一項に規定する事項を告げるとともに、同条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは又は被告人が釈放されたときは、この限りでない。

4 第一条による改正後の法第七十六條第三項及び第四項の規定は前条第二号に掲げる規定の施行の際現に勾引状により留置されている被告人に対する第一項の規定による教示について、第一条による改正後の法第七十六條第三項の規定は同号に掲げる規定の施行の際現に勾引されている被告人に対する第二項の規定による教示並びに前項の規定による告知及び教示について、それぞれ準用する。

第三条 裁判所は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、勾引された被告人に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護士の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下「第一条による改正前の法」という。）第七十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

2 前項の規定による教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第一項の規定による教示をすることを要しない。

3 裁判所は、第二号施行日前においても、第一条による改正前の法第六十一条本文の規定により被告事件を告げられる被告人（勾引に引き続き同条本文の規定により被告事件を告げられる

て逮捕されている被疑者（前項及び次項に規定する被疑者並びに第二条による改正前の法第二百五十五条第五項において準用する第二条による改正前の法第二百四条第三項の規定による教示をされた被疑者を除く。）に対し、速やかに、第二条による改正後の法第二百四条第三項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被

疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放され
 たときは、この限りでない。

四

検察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の

施行の際現に第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について勾留状が発せられている被通者に対し、速やか

かに、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求する二つは、さきより官位が裁

判官に対して弁護人の選任を請求するには資力
申告書を提出しなければならない旨及びその資

力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会第二条による改正後の法第三十七条の第三第二項の規定により第二条による改正後の法

第三十一条の第二項の申出をすべき弁護士会をいう。次条第一項において同じ。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示

なければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

四

第八条 検察官又は司法警察員は、第三号施行日前においても、第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件につ

いて逮捕され、又は勾留状が発せられている被
疑者に対し、第三号施行日を告げ、第三号施行
日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せら

れている被疑者が貧困その他の事由により自ら
弁護人を選任することができないときは裁判官
に対して弁護人の選任を請求することができ

旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨

及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することができ

る。
2 前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

(検討)

第九条 政府は、取調べの録音・録画等(取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下この条において同じ。)が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資すること、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等を踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、○取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求等における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

(不正競争防止法の一部改正)

第十条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第二百九十五条第四項及び第五項」を「第二百九十五条第五項及び第六項」に改める。
(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一

部改正)

第十一条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九條、第七十六條第二項、第八十五條、第八十八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項中「第七十六條第二項」を「第七十六條第三項」に改め、同表第二百五十七條の二、第二百五十七條の四第一項、第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五條第七号ただし書の項中「第二百五十七條の二、第二百五十七條の四第一項」を「第二百五十七條の四、第五百七十七條の六第二項」に改める。

第六十五條第二項中「第二百五十七條の四第一項」を「第二百五十七條の六第一項及び第二項」に改め、「場合」の下に「(同項第四号の規定による場合を除く。)」を加え、同条第四項中「第三百五十四條第四項及び第五項」を「第三百五十五條第五項及び第六項」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第十二條 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條第二項中「第百四十三條から」を「第百四十三條、第百四十四條から」に改める。

(更生保護法の一部改正)

第十三條 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第七項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「勾引」を「勾引」に、「第七十六條第二項中「合議体の構成員又は裁判所書記を」を「第七十六條第三項中「告知及び前項の教示」とあるのは「告知」と、「合議体の構成員又は裁判所書記官」に改める。
(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条のうち刑事訴訟法第三百五十條の十四の改正規定中「第三百五十條の十四」を「第三百五十條の十五」に改める。
(調整規定)

第十五條 第三号施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二九六九号(第二九七〇号)(第二九七一号)(第二九七二号)(第二九七三号)(第二九七四号)(第二九七五号)(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号))
一、複国籍の容認に関する請願(第三〇一四号)
一、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願(第三〇五三号)
一、冤罪をなくすための刑事司法制度の改革に関する請願(第三〇五四号)
一、盗聴法(通信傍受法)の改悪と共謀罪の新設反対に関する請願(第三〇五五号)
一、刑事訴訟法・盗聴法犯罪捜査のための通信傍受に関する法律等の改悪案を廃案にすることにに関する請願(三〇五六号)

一、警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願(第三〇五七号)
第二九六九号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 福井県吉田郡永平寺町 大西美帆
外三百七十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七〇号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 京都府木津川市 田中育代 外三百七十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七一号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 秋田市 伊藤清美 外三百七十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七二号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 東京都新宿区 鎌田一 外三百七十六名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七三号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 京都府長岡京市 上久保志寿子 外三百七十六名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七四号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 山梨県甲府市 竹本敏子 外三百七十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七五号 平成二十七年八月十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 東京都文京区 西口想 外三百七十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七六号 平成二十七年八月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 兵庫県川西市 澤田園子 外三百七十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七七号 平成二十七年八月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大阪市 関本陽子 外三百七十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七八号 平成二十七年八月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 高知県幡多郡大月町 宮崎雅子 外三百七十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二九七九号 平成二十七年八月十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大阪府枚方市 甲斐理英 外三百七十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第三〇一四号 平成二十七年八月十一日受理

複国籍の容認に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡真鶴町 高川憲之 外二百五十五名

紹介議員 福島みずほ君

複国籍の容認は、日本人が世界で活躍する機会を増やし、在外邦人やその家族にとっても大きなメリットがある。世界に広がる日本人社会に

とって複国籍の容認は大きなメリットとなり、日本国にとっても国際的な人的資源や情報資源あるいは経済的資源の確保に寄与する。現在の日本の国籍法は先進国の中で最も複国籍に不寛容なものとなっている。日本国民の活動の場が世界中に広がる今日、この制度をより寛容なものへと移行させることは、欧米諸国が既に容認国であるように世界の潮流に合致し、日本国民の利益にも寄与する。また、信頼できる先進国等との複国籍容認は、国際化の一助となることはあっても社会不安を生むことはあり得ない。複国籍の容認のデメリット(忠誠の衝突や外交的保護権の衝突等)も指摘されているところであるが、複国籍容認はアジアにおいても韓国が容認に転じるなど世界的な潮流となっている。複国籍に寛容な国で法務省が指摘しているようなデメリットが社会問題になったことはなく、韓国も同様である。日本国民の複国籍者は少なくともおよそ六十万人以上に達すると推定され、これは明らかに複国籍に不寛容な国籍制度の形骸化を証明している。日本国民の国際化は、必然的に、また将来的にも複国籍者を増大させていく。しかし、それが原因する社会不安などは起きていない。今こそ複国籍を容認する方向で国籍法の形骸化を正すべきである。日本弁護士連合会も複国籍の容認を求める意見書を公表している。

二、複国籍を容認している一方の国との相互主義的な複国籍を容認すること。例えばオセアニア、欧米諸国等との相互主義的な複国籍を容認すること。

第三〇五三三号 平成二十七年八月十二日受理

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区 隅田清美 外四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六九二二号と同じである。

第三〇五四号 平成二十七年八月十二日受理

冤罪をなくすための刑事司法制度の改革に関する請願

請願者 大阪市 吉永眞弓 外二千三百五十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一七一五号と同じである。

第三〇五五号 平成二十七年八月十二日受理

盗聴法(通信傍受法)の改悪と共謀罪の新設反対に関する請願

請願者 栃木県さくら市 川島妙子 外三千四百五十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一七一六号と同じである。

第三〇五六号 平成二十七年八月十二日受理

刑事訴訟法・盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)等の改悪案を廃案にすることに関する請願

請願者 北九州市 堀田和夫 外五十名

紹介議員 仁比 聡平君

現在、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が国会で審議されている。改正案について可視化法案だからよいのではないかと意見があるが、その内容には重大な問題がある。

二、刑事訴訟法・盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)等の改悪案を廃案にすること。

理由 (一)本法案の議論は、足利事件や布川事件、郵便不正事件・村木事件などの冤罪事件を受けて、国家による人権侵害である冤罪をなくすために始

まったものである。ところが、衆議院本会議での上川陽子法務大臣による法案の趣旨説明には冤罪への深い反省も冤罪で人生を奪われた犠牲者への謝罪の言葉もなく、冤罪を生んでしまった原因さえ明らかにしていない。冤罪事件をなくすためには、代用監獄制度や人質司法の廃止、全事件での例外のない取調べの可視化(録音・録画)、全事件(再審含む)での検察の持ち全証拠の開示など、憲法の理念に基づく改革が必要である。しかし、法案にはそのような改革はなく、逆に捜査機関の裁量で可視化しなくてもよいとの例外規定が盛り込まれている。これでは自由しきりな捜査官が判断すれば可視化しないことになりかねない。また、無実の人を巻き込む司法取引の導入など新たに冤罪を生み出す内容になっている。国民の負託を受けた国会議員が政府の姿勢を正し、冤罪と真摯に向き合い、冤罪犠牲者の声を聴き、再び冤罪を生まないために徹底した審議を行うべきである。(二)刑事訴訟法の改正と一括で盗聴法の改悪を狙い、冤罪の議論を利用して警察や検察が自らの権限を強化しようとしている。盗聴法には対象犯罪を暴力団のような組織犯罪集団の行う犯罪に絞ることや警察の不正を監視するために盗聴の際には通信事業者の立会いを置くなど歯止めが設けられているが、今回の改悪案はそのいずれの歯止めも外し警察の好きなきに好きに盗聴できるようにするものである。警察は、緒方宅電話盗聴事件で裁判所が認めたにもかかわらず、いまだに盗聴していないと国会で答弁している。このような警察に更なる盗聴権限を与えることは許されない。盗聴捜査が拡大され秘密保護法や今後新設されようとしている共謀罪と結び付けば、日本は国民監視社会になってしまう。

第三〇五七号 平成二十七年八月十二日受理

警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の持ち証拠の全面開示に関する請願

請願者 長崎県諫早市 上原暁子 外六千五百八十六名

警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の持ち証拠の全面開示に関する請願

紹介議員 仁比 聡平君

無実の人が罪に陥れられる冤罪事件ほど重大な人権侵害はない。一九八〇年代には、いわゆる死刑再審四事件で死刑の恐怖におびえ続けた四人の死刑囚が再審無罪となり生還した。近年も、志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件など冤罪事件が相次ぎ明らかになっており、冤罪は決して過去のものではなく今も起きている。多くの冤罪事件に共通していることは、(一)取調べ室という密室で自白を強要され、作成されたその自白調書が有罪の証拠とされている(二)無罪の証拠など検察に不利な証拠が隠されて法廷に出されないことである。二〇〇九年から国民が裁判官と共に刑事裁判に当たる裁判員裁判が始まったが、現状のままでは裁判員も含め冤罪づくりに加担させられることも危惧される。また、最近では郵便不正事件に関わる厚生労働省元局長の冤罪事件、大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件が発覚した。元局長の裁判では、検察の筋に合うように関係者にうその供述を強要したことが明らかになり無罪となった。また、大阪地検の改ざん問題では、弁護人に開示されていた他の証拠から改ざんの事実が明らかになった。ここでも、密室での取調べの全面可視化と証拠の改ざんを防止するため検察の手持ち証拠の全面開示の必要性が明らかになった。

ついでには、これ以上の冤罪事件を生まないため、また、現在冤罪で苦しんでいる人たちを救済するため、次の事項について実現を図りたい。

一、警察・検察における取調べに当たって、全過程の録音・録画を行うよう法律を改正すること。

二、検察が持っている全ての証拠(検察にとって不利な証拠を含め)を裁判に先立ち、弁護人に開示をするよう法律を改正すること。

平成二十七年十月十四日印刷

平成二十七年十月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A